令和4年度版 男女共同参画の推進に関する年次報告書

~一人ひとりの人権が尊重され、

誰もが個性と能力を発揮できる富士見市へ~



令和5年10月 富士見市

はじめに

本市では、平成20(2008)年7月1日、富士見市男女共同参画推進条例(条例第17号)を施行し、あらゆる分野において男女が対等なパートナーとして活躍していくことができる男女共同参画社会の実現に向け、平成22(2010)年に「富士見市男女共同参画プラン(第3次)」を策定(平成27(2015)年中間見直しを実施)、令和3年(2020)年には「富士見市男女共同参画プラン(第4次)」を策定し、様々な分野で男女共同参画に関する施策を推進してまいりました。

この「富士見市男女共同参画プラン(第4次)」は、「男女共同参画社会を進める意識づくり」「男女の人権を尊重したまちづくり」「配偶者・パートナー等からの暴力のないまちづくり」「あらゆる分野に男女が共同参画できる環境づくり」「地域における男女共同参画のまちづくり」の5つの柱で構成しており、101の具体的な事業を行ってきました。

また、本書の基本目標Ⅲは、配偶者・パートナー等からのあらゆる暴力の根絶に向けて、被害の防止や被害者支援等を積極的に進めるための「富士見市 DV 防止基本計画」としての位置づけ、さらに、基本目標Ⅳは、女性の活躍を推進するため、「富士見市女性活躍推進計画」としての位置づけをしています。

本書は、富士見市男女共同参画社会確立協議会条例第12条に基づき、本市における 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにし、市民の皆さんに周知することを目的に作成したもので、毎年度プランの事業の進捗状況を調査し、公表しています。

今後も各施策を男女共同参画の視点で分析し、市民や事業者の皆様と連携を図りながら、富士見市の男女共同参画を着実に推進してまいります。

2023年(令和5年)10月

富士見市 協働推進部 人権・市民相談課

目 次

第1部 富士見市の男女共同参画の推進状況	····· 1
1 社会環境の状況	3
(1)人□推移	
(2)年齡構成	
(3) 少子化の推移	
(4) 高齢化の推移	
(5) 高齢者世帯の状況	
(6)女性の年齢別労働力率	
2 政策・方針決定への参画	6
(1) 市議会議員への女性の参画状況(改選時)	
(2)審議会等への女性の参画状況	
(3) 町会における女性の参画状況	
(4)市役所における女性職員の割合	
(5) 市役所における管理職(副課長級以上)女性職員の割合	
3 男女共同参画に関する市民の意識	9
(1)男女の地位の平等感について	
(2)「男は仕事、女は家庭」という考え方について	
(3)男女の役割分担についての考え方	
(4)配偶者・パートナーまたは恋人からの暴力を受けた経験について	
(5)性的少数者にとって生活しづらい社会だと思うか	
(6) 男女共同参画社会の実現のために必要な取り組みについて	
第2部 富士見市の男女共同参画施策の実施状況	13
1 富士見市男女共同参画プラン(第4次)の推進	15
(1)計画の概要	
(2)施策の体系	

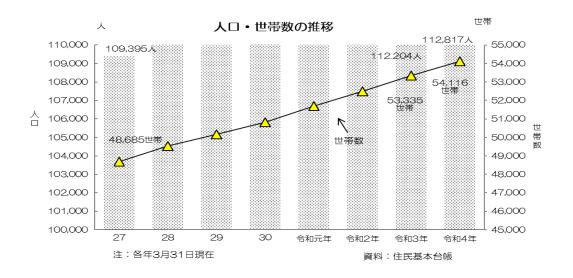
2 令和4年度「富士見市男女共同参画プラン(第4	- 次)」 実施状況16
(1)施策体系に基づく実施状況(2)評価指標進捗状況(3)審議会等女性の参画推進、参画枠の拡大	
3 令和4年度男女共同参画に関する事業(1)主な事業(2)推進体制	42
第3部 資料編	47
1 富士見市男女共同参画関連条例	49
2 令和4年度「男女共同参画ひろば いっぽいっぽ	55



1 社会環境の状況

(1)人口推移

本市の人口(各年3月31日現在)は、年々微増傾向が続いており、令和4年3月31日現在で 112,817 人となっています。人口、世帯数ともに増加していますが、人口に比べて世帯数の伸びの方が大きくなっており、単身者世帯などが増加していることが推測されます。また、1世帯当たりの平均人員数は令和4年現在、約2.1人です。



(2)年齡構成

直近の国勢調査から全国の令和2年における人口の構成比をみると、年少人口(O~14歳) 11.9%・生産年齢人口(15~64歳)59.5%・老年人口(65歳以上)28.6%となっており、 老年人口の割合を平成27年と比較すると、2ポイント増加し、高齢化の進行がみられます。本 市は国・県と比較すると、令和2年の年少人口12.5%は県平均を0.5ポイント、全国平均を0.6ポイント上回っており、本市の方が総人口に子どもの占める比率が高いことが分かります。

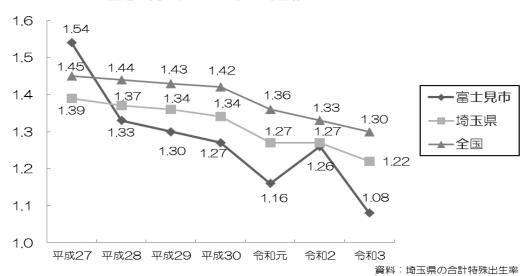


注:年齢不詳は除く 資料: 国勢調査

(3) 少子化の推移

令和3年度の富士見市の合計特殊出生率は1.08で、国・県平均よりも下回っており、長期的な人口減少に対応するため、引き続き少子化対策に向けての取り組みが必要です。

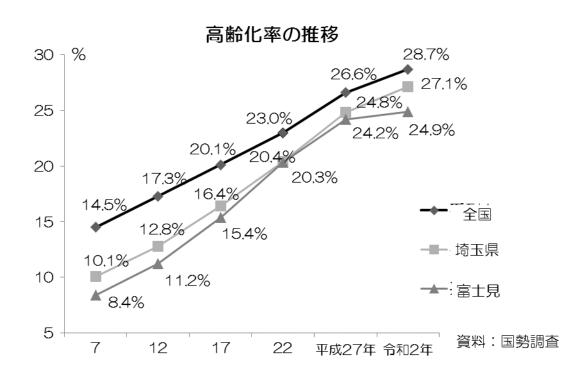
合計特殊出生率の推移



※合計特殊出生率…1人の女性が一生に産む子どもの平均を示すもの

(4) 高齢化の推移

高齢化率(65歳以上の人口が全人口に占める割合)は、国・県平均よりも下回っていますが、国・県平均と同じく年々増加する傾向にあります。



(5) 高齢者世帯の状況

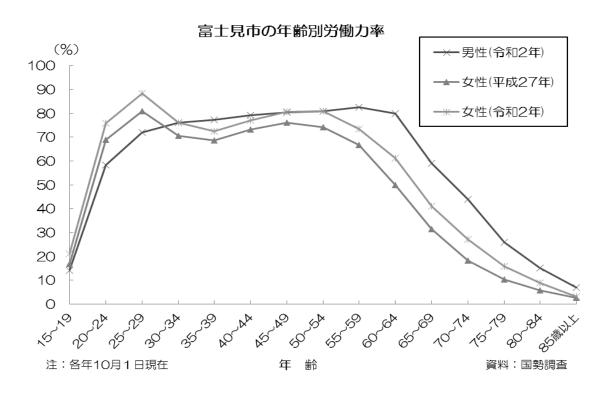
65歳以上の高齢者がいる世帯は、年々増加しています。一般世帯数に占める高齢者がいる世帯の割合は、令和2年には35.0%となっています。また、高齢者世帯の中でも、特に高齢者単独世帯の割合が大きく増加しています。

6,000 「人) 50,908 (世帯) 47.141 44.622 □□ 高齢者夫婦世帯 41,943 45,000 39,368 5,000 5**4.**677 4,259 4,000 高齢者単独世帯 3,408 3,176 30,000 3,000 2,345 2,101 一般世帯 2,000 .389 15,000 17,153 17,820 1,000 1,075 11,426 高齢者がいる世帯 3,218 Q 22 27 平成12 令和2 資料:国勢調査

富士見市の高齢者世帯の割合

(6) 女性の年齢別労働力率

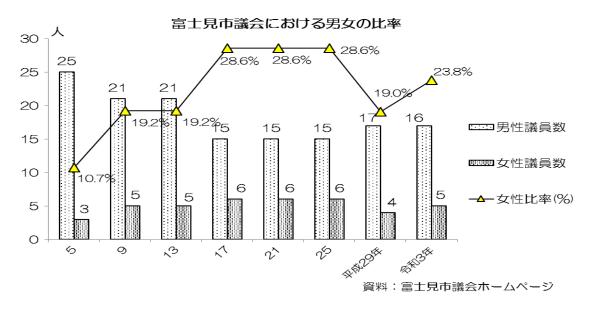
働く市民の割合は、男性は 25~29 歳の層で急に上がり、ほぼ横ばいで推移した後、65~69 歳の所で急激に減少しています。また、女性の割合は、平成 27 年と令和 2 年とを比べてみると、平成 27 年国勢調査結果に比べて、労働力率が微増していることがわかります。また、働く女性の割合が 30 歳代でいったん低くなるいわゆる "M字曲線" がみられ、20 歳代で働いていた女性が、子育て期とみられる 30 歳代で相当数仕事を離れていることが分かります。



2 政策・方針決定への参画

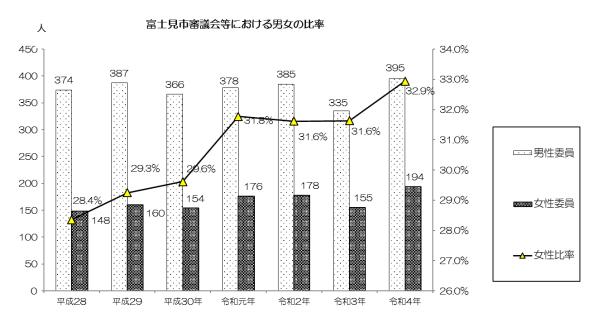
(1) 市議会議員への女性の参画状況(改選時)

市議会議員に占める女性の割合は下記のとおりです。令和3年度は23.8%で、埼玉県議会における女性議員割合の15.1%(平成31年4月現在)からみて高い参画率です。



(2) 審議会等への女性の参画状況

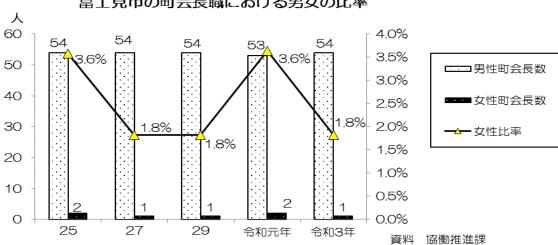
審議会等委員に占める女性の割合は、令和 4 年度は 32.9%と、令和 3 年度より増加しており、引き続き増加に向けての取り組みが必要とされます。全国の市区町村における女性委員割合 28.0%(令和 4 年 4 月 1 日現在)及び埼玉県内市町村の女性委員割合 28.9%(令和 4 年 4 月 1 日現在)との比較においては、やや高い参画率になっています。



資料:富士見市審議会等の設置状況に関する調査

(3) 町会における女性の参画状況

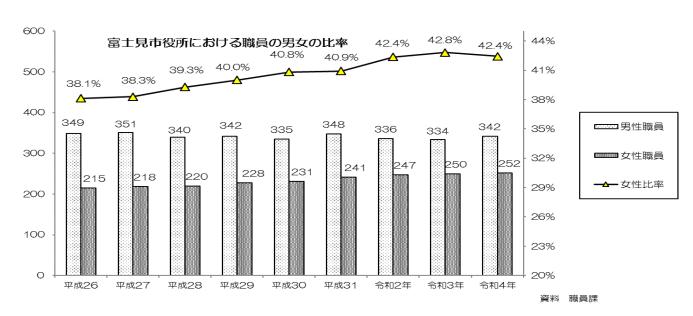
地域活動のリーダーである町会長に占める女性の人数は、平成 25 年度に 2 人でしたが、平 成 27~29 年度は 1 人に減りました。令和元年度には再び 2 人になりましたが、令和 3 年度 には1人となり、女性の参画率は1.8%と低い参画率となっています。(参考:令和3年4月1 日現在の埼玉県の平均は5.3%)



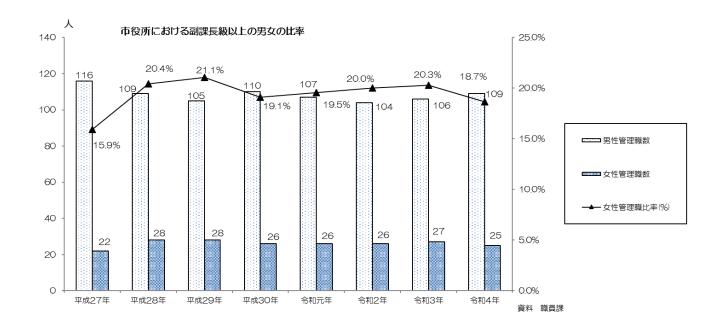
富士見市の町会長職における男女の比率

(4) 市役所における女性職員の割合

市役所女性職員の割合は、42.4%(令和4年4月1日現在)であり、近年4割を超えてい ます。埼玉県における女性職員の割合33.4%(令和4年4月1日現在)及び県内市町村の女 性職員の割合41.6%(令和4年4月1日)と比べると、やや高くなっています。



(5)市役所における管理職(副課長級以上)女性職員の割合 富士見市役所での女性管理職の割合は 18.7%(令和4年4月1日現在)であり、平成27 年から増加傾向にあったものの、その後は増減を繰り返しています。



3 男女共同参画に関する市民の意識

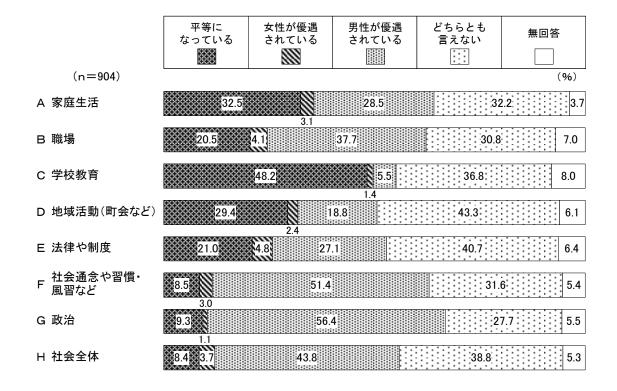
※富士見市男女共同に関する市民意識調査報告書より(令和元年実施)

【調査概要】

- ・調査対象 市内在住の満18歳以上の男女
- 対象者数 2,000 人 (男性 1,000 人、女性 1,000 人)
- 抽出方法 住民基本台帳から無作為抽出
- 調查方法 郵送調查法(郵送配布—郵送回収)
- 調査期間 令和元年7月19日~8月2日
- 回収率
 45.2%(回収904通、男性389通、女性507通、性別無回答8通)

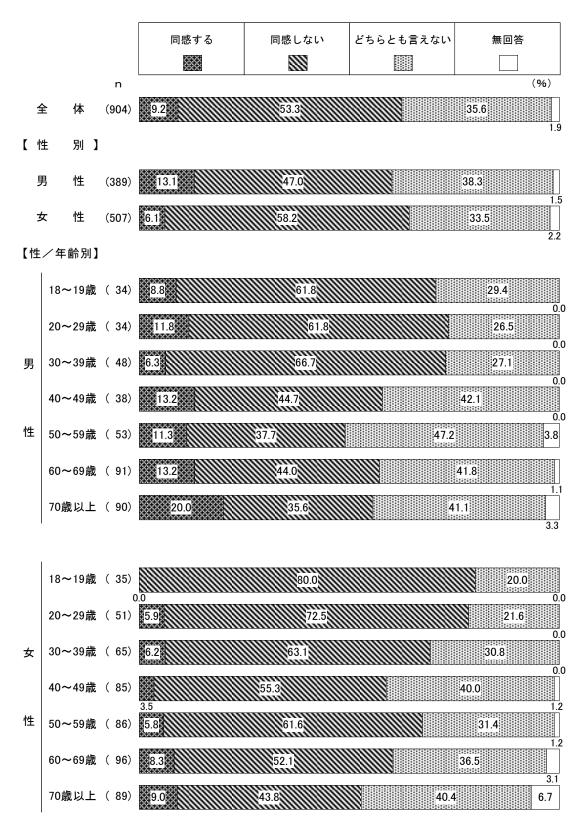
(1) 男女の地位の平等感について

学校では 48.2%と、半数近くが平等という結果になりました。一方で、「社会通念や習慣・ 風習」「政治」の場では、半数以上が「男性が優遇されている」という結果になりました。



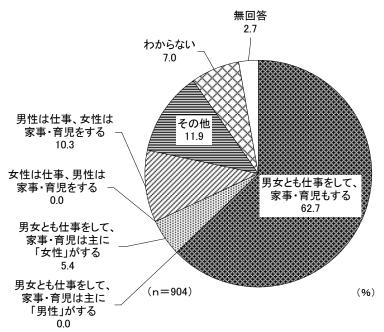
(2) 「男は仕事、女は家庭」という考え方について

男性の方が、「同感する」と答えた割合が高く、女性とアポイントの差がありました。年代別では、男性は 40 代以上、女性は 60 代以上の「同感する」の割合が高くなっています。また、男性の 30 代以下は 60%以上、女性の 20 代以下の 70%以上が「同感しない」と答えました。

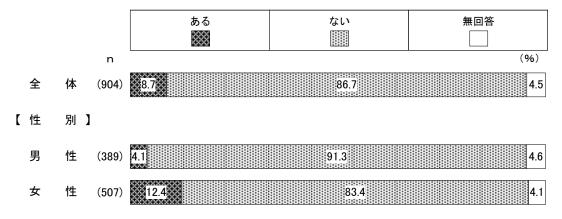


(3) 男女の役割分担についての考え方

「男女とも仕事をして、家事・育児もする」のが良いとする回答が男女とも最も多い結果となりました。性別では男性 54.5%、女性 69.2%と、女性が 14.7 ポイント上回りました。



(4)配偶者・パートナーまたは恋人からの暴力(※)を受けた経験について (※暴力=身体的・精神的・経済的・性的のいずれかまたは複数) 女性の方が、「ある」と答えた割合が高く、男性より8.3 ポイント上回っています。

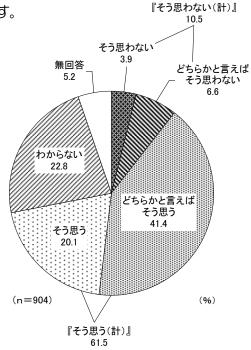


【性/年齢別】

(5) 性的少数者にとって生活しづらい社会だと思うか

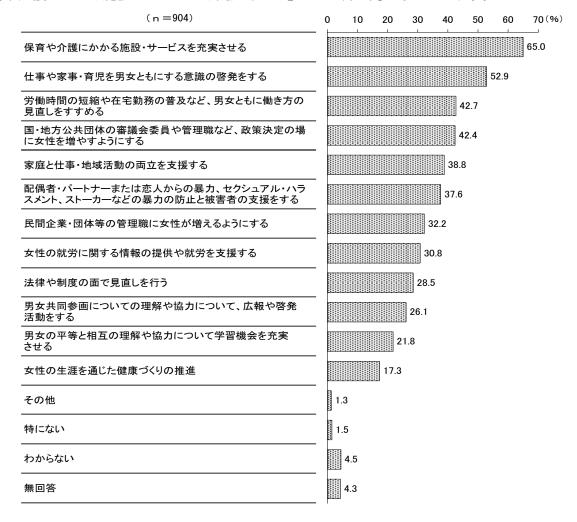
「どちらかと言えばそう思う」(41.4%)と「そう思う」(20.1%)を合わせた『そう思う(計)』

(61.5%) は60%を超えています。



(6) 男女共同参画社会の実現のために必要な取り組みについて

「保育や介護にかかる施設・サービスを充実させる」が65%と高くなっています。





1 富士見市男女共同参画プラン(第4次)の推進

(1)計画の概要

女性も男性も自らの意思で社会のあらゆる場に参画し、喜びも責任も分かち合う男女 共同参画社会の実現を目指して、市では「男女共同参画プラン(第4次)」を2021年 (令和3年)に策定しました。

策定にあたっては、市民及び専門家等で組織された、富士見市男女共同参画社会確立 協議会及び、富士見市男女共同参画推進庁内委員会において意見を交わしました。

(2) 施策の体系

基本目標 1 男女共同参画社会を進める意識づくり

主要課題1 男女共同参画のための意識改革

施策の方向(1)男女共同参画のための意識啓発

施策の方向(2)男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

基本目標Ⅱ 男女の人権を尊重したまちづくり

主要課題 1 一人ひとりの人権が尊重された地域社会

施策の方向(1)ハラスメントを許さない意識づくり

施策の方向(2)ハラスメントに関する相談ができる体制づくり

主要課題 2 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重

施策の方向(1)男女が互いの性を理解、尊重するための意識啓発

施策の方向(2)生涯にわたる健康づくりの支援

主要課題3 多様な性・多様な生き方を認める意識の醸成

施策の方向(1)多様な性への理解促進

施策の方向(2)多様な性に関する相談ができる体制づくり

基本目標Ⅲ 配偶者・パートナー等からの暴力のないまちづくり

【富士見市 DV 防止基本計画】

主要課題1 暴力根絶のための意識啓発

施策の方向(1)配偶者・パートナー等からの暴力の防止に向けた意識啓発

施策の方向(2)支援体制の充実

基本目標IV あらゆる分野に男女が共同参画できる環境づくり

【富士見市女性活躍推進計画】

主要課題1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

施策の方向(1)審議会等への女性の参画拡大

施策の方向(2)女性の参画促進に向けた人材の育成

主要課題2 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

施策の方向(1)男女がともに働きやすい環境づくり

施策の方向(2)仕事と子育て・介護の両立支援

基本目標V地域における男女共同参画のまちづくり

主要課題1 市民との協働による男女共同参画の推進

施策の方向(1)男女共同参画の視点に立った地域活動の推進

施策の方向(2)男女共同参画の視点に立った防災体制の充実

- 2 令和4年度「富士見市男女共同参画プラン(第4次)」実施状況
- (1) 施策体系に基づく実施状況

【達成度の評価基準】

令和4年度の取り組みとその成果について、4段階で担当課が自己評価

達成度

O ··· その他(感染症流行や自然災害等による中止等)

1 … 未実施



2 … 実施した

(実施しているが課題がある…※参加人数が少ない等)

3 … 実施した(年度目標達成)

(課の年度目標を達成している)

基本目標 | 男女共同参画社会を進める意識づくり

主要課題1 男女共同参画のための意識改革

施策の方向(1)男女共同参画のための意識啓発

基本的施策	No.	指標等	具体的な取り組み	令和4年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
		न		市広報・ホームページ等で男女共同参画に関わる記事の掲載や、男女共同参画週間に関連図書の展示などの啓発活動を行った。	人権・ 市民相 談課	3
立った人権 1 立	男女共同参画の視点に立った人権教育・啓発を行います。	父親の子育てや地域参画を促進することを目的の一つとして、親子で地域交流ができるイベントを夏休みや土曜日に開催した。 〈勝瀬の七夕まつり〉 ①七夕飾りの再現 8月3日(水)~8月7日(日)終日 ②キッズキッチン 8月6日(土)午前10時~11時30分 午後1時30分~3時 ③ボードゲーム体験会 8月6日(土)午前10時~午後3時 ④怪談 8月6日(土)午後3時30分~4時30分 参加者:47名 会場:ふじみ野交流センター 〈勝瀬 de縁日〉 親子を対象にした遊びの体験と交流等 9月3日(土)正午~午後3時 参加者:477名 会場:ふじみ野交流センター	ふじ 交 ン ー	3		
				保護者が地域に出るきっかけづくりとして、「親子ふれあい講座」(親子おもちつき交流会)を企画していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和4年度は事業を中止した。	鶴瀬西 交流セ ンター	0
			◆社会人権教育指導者養成講座 PTAや教職員を対象に、様々な人権問題について考え、啓発を行う。 ①テーマ:「人権感覚の育成」 講 師:人権教育主任 日 時:8月23日(火)13:10~14:10 会 場:水谷小学校、参加者:約40人 ②テーマ:「思春期における心と体の多様性を学ぶ」 日 時:1月22日(火)13:50~15:30 講 師:助産師 埼玉県青少年教育指導者/桜井 裕子氏会場・富土見台中学校、参加者:約200人 ③テーマ:「化学物質過敏症についての理解/LGBT」 講 師:村田 孔子氏日時:1月19日(木)13:45~14:30会場:針ケ谷小学校、参加者:20人 ④テーマ:「日常生活における様々な人権問題への正しい理解と差別解消にむけた意識の高揚を図る」 講 師:鷲尾 弘樹教頭日時:1月24日(火)18:00~18:50会場:水谷中学校、参加者:10人 ⑤テーマ:「LGBTへの理解」 講 師:小林 浩校長日時:3月2日(木)、3月7日(火)ともに13:00~13:40会場・南畑小学校、参加者:6人 ◆人権尊重教育講演会テーマ:「日本で暮らしたい日本で勉強したい」 講 師:山畑 博子氏日時:1月24日(火)15:00~16:30会場・市民総合体育館参加者:50人	生習学	3	
		人権講座「みんなで考えよう!非正規労働者の人権問題」 日時:3月11日(土) 13:30~15:00 講師:小内克浩氏(埼玉中央法律事務所 弁護士) 会場:鶴瀬コミュニティセンター 定員:50名 参加者:15名 人権講演会(市民大学公開講演会)「障害者と共に生きる地域づくり」 日時:12月3日(土)13:30~15:30 講師:佐藤陽氏(十文字学園女子大学 ボランティアセンター長/人間生活学部 人間福祉学科教授) 会場:鶴瀬コミュニティセンターホール 定員:200名 参加者:42人	鶴瀬公 民館	3		
	【高齢者支援事業】 なんばた学級テーマ:人権啓発映画鑑賞会場:南畑公民館 多目的ホール ①日程:7月20日(水) 10:00~12:00 参加:50人内容:人権啓発映画「親愛なる、あなたへ」鑑賞 ②日程:3月15日(水)10:00~12:00 参加:50人内容:人権啓発映画「誰もがその人らしく」鑑賞	南畑公民館	3			

基本的施策	No.	指標等	具体的な取り組み	令和4年度の取り組みとその成果	担当課	達成度					
男女共同参 画の視点に 立った人権	1		男女共同参画の視点に 立った人権教育・啓発を	テーマ:不登校・ひきこもり講座〜親やおとなたちはどう向き合えばよいのか〜講師:川井雅久氏(子ども家庭教育フォーラム代表、教育・心理カウンセラー)日時:3月18日(土)13:00〜16:30 会場:水谷公民館 多目的ホール定員:70名 参加者:40名内容:講師による講演や活発な質疑応答などの交流により、不登校や引きこもりの問題について、親や地域が果たす役割などについて学ぶ機会を提供した。	水谷公民館	3					
尊重意識の啓発			行います。	高齢者対象の事業「熟年学級」で人権啓発DVDを鑑賞した。 日時:10月13日 10:00~12:00 会場:水谷公民館 多目的ホール 内容:DVD「親愛なるあなたへ」 参加者:32人	水谷東公民館	3					
男女共同参	2		固定的な性別役割分担意 識の解消や、男女共同参 画への関心を高めるため の講演会やセミナー、研 修機会等を提供します。	男女共同参画セミナー①「多様な性とのつきあい方を知ろう~もっと知りたい!LGBTQ~」日時:11月27日(日)14:00~15:30講師:神谷悠一氏(LGBT法連合会事務局長)会場:ふじみ野交流センター 多目的ホール定員:会場35名 参加者:28名(会場26名、オンライン2名)男女共同参画セミナー②「パパに考えてほしいこと~ジェンダー平等時代の子育て」日時:3月4日(土)14:00~15:30講師:太田啓子氏(弁護士)会場:ピアザ☆ふじみ定員:会場35名 参加者:35名(会場31名、オンライン4名)※講演会は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	人権・ 市民課	3					
画推進のための意識啓発	3		女共同参画推進条例」、「富士見市男女共同参画プラン(第4次)」	市広報8月号にて特集「性的マイノリティと富士見市パートナーシップ宣誓制度」、市広報5月号「男女共同参画ひろば いっぽいっぽ」にて「仕事も生活も充実させせる育児休業(休暇)」、11月号にて「AV出演被害防止・救済法」、2月号にて「無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)ってなに?」を掲載。その他ホームページ等での周知を行った。	人権・ 市民相 談課	3					
	4		男女共同参画の関連図書を充実します。男女共同	6月の男女共同参画週間及び11月のDV防止週間に合わせて、6月及び11月に中央図書館にて関連図書の展示を行った。6月はパネル展示「多様な性 知っていますか?」も実施した。	人権・ 市民相 談課	3					
			参画週間等に、定期的にテーマ展示を行います。	男女共同参画週間及びDV防止週間に関連書籍の展示を行った。	中央図書館(生涯学習課)	3					
男女共同参	5	5	5	5	5	5	指標	男女共同参画の視点から、メディア等の発信する。	市ホームページにて、メディア・リテラシーに関する情報を掲載している。	人権・ 市民相 談課	3
画の視点に立った表現の浸透							5	5		る情報を主体的に読み解 く力(メディア・リテラ シー)を養えるよう啓発 を行います。	1人1台端末の活用を進めているが、情報モラル教育に課題がある。
情報の発信 における表 現の配慮	6		市が情報発信をする際に、男女 共同参画の視点に配慮します (イラストカット及び表現 等)。	市広報等の情報発信の際、性別役割分担意識を助長することがないよう、男女共同参画の視点に配慮した。	全課	3					
男女共同参 画の意識に 関する調 査・研究	7	指標	男女共同参画に関する意識調査 を実施し、達成度の検証を行い、「富士見市男女共同参画プラン(第4次)」の推進に反映させます。	令和4年度は実施なし(令和3年度にアンケートモニター調査実施)	人権・ 市民相 談課	2					

基本目標 | 男女共同参画社会を進める意識づくり

主要課題1 男女共同参画のための意識改革

施策の方向(2)男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

基本的施策	No.	指標等	具体的な取り組み	令和4年度の取り組みとその成果	担当課	達成度			
	8	3	学校で使用する児童生徒の諸表 簿等の関係書類や男女混合名簿 について、男女平等意識の形成 の視点から継続します。	市内全校(小・中・特別支援学校)において、男女混合名簿を作成し、活用をしている。書類によっては、男女の明記を廃止した。	学校教 育課	3			
学校等での 男女平等教	9		学校生活を通して、児童生徒の 人権への意識を育むことで、児 童生徒が性別による偏見を持っ たり、差別をしたりすることが ないよう指導します。	全ての教育活動を通して、男女平等の理念を教職員が共有し、児童生徒に接することで、人権意識を育む教育を推進してきた。また、助産師等を講師として招聘する「いのちの授業」を市内全校で実施し、男女の協力の大切さに気づくことができるような授業を実施した。	学校教育課	3			
育への取り組み	10		児童生徒に対し、性別による固定的な役割分担意識に捉われず、適切な教育が行えるよう、 教職員への研修機会の充実を図ります。	夏季休業中等で、県の資料等を活用した校内研修を行い、教職 員の意識啓発をするとともに、学んだことを活かした学級経 営、授業実践を行い、発達段階に応じた指導を行った。	学校教育課	3			
	11		"はつらつ社会体験事業"等を通して、性別に関係なく、主体的に進路を選択する力を身につけることができるよう、個性を生かした生活指導・進路指導を行います。	「はつらつ社会体験授業」の充実に力を入れているが、令和4年度も新型コロナウイルス感染症の影響で実施することはできなかった。 キャリアパスポートを全校において実施し、小学校1年生から中学校3年生まで毎年、将来を見据えた自分について考えるようにした。	学校教育課	2			
			あらゆる世代に対し男女	セミナー実施に際し土日の開催とし、保育及び手話通訳をつけた。 男女共同参画セミナー①「多様な性とのつきあい方を知ろう~もっと知りたい!LGBTQ~」 日時:11月27日(日)14:00~15:30 講師:神谷悠一氏(LGBT法連合会事務局長) 会場:ふじみ野交流センター 多目的ホール 定員:会場35名 参加者:28名(会場26名、オンライン2名) 男女共同参画セミナー②「パパに考えてほしいこと~ジェンダー平等時代の子育て」 日時:3月4日(土)14:00~15:30 講師:太田啓子氏(弁護士) 会場:ピアザ☆ふじみ 定員:会場35名 参加者:35名(会場31名、オンライン4名) ※講演会は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	人市談権・国際	3			
男女共同参画立った当時では、一世のは、一世のでは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世の	12		の人権・男女共同参画の 視点に配慮した事業を企画します。また、保育の 完備や開催時間・曜日の 工夫など、誰もが参加し やすい事業の企画・運営 に努めます。	幼児から高齢者まで男女、世代を問わず参加できるコンサートを休日と平日の夕方に開催した。 <音楽でいい友> 日 時:5月15日(日)、10月29日(土)、12月11日(日) 14:00~15:30 12月5日(月)15:00~16:30 会 場:ふじみ野交流センター多目的ホール 定 員:各回50名 参加者:延186名 内 容:様々なジャンルの音楽コンサート	ふじみ 野 セ タ	3			
							対	紙芝居ボランティアグループに協力いただき、子育て世代や高齢者を対象に紙芝居の読み聞かせを行った。また、高齢者向けの読み聞かせは社会福祉協議会と連携し、ケアセンターとリモート中継を繋ぎ、施設まで来られない方にも楽しんでいただけるように工夫した。	鶴瀬西交流センター
				中央図書館において週1回託児サービスを実施するなど、小さいお子さんの保護者が利用しやすい図書館サービスの提供に努めた。	生涯学習課	3			

基本的施策	No.	指標等	具体的な取り組み	令和4年度の取り組みとその成果	担当課	達成度					
			あらゆる世代に対し男女の人権・男女共同参画の	「お母さんのステップアップ講座」(保育付) ①6月17日 10:00~12:00 ②7月15日 10:30~11:30 ③9月9日 10:00~12:00 ④10月21日 10:00~11:30 ⑤10月28日 10:30~12:00 ⑥11月11日 10:00~11:30 内容: ①「ママにオススメ!簡単耳ツボマッサージ」 ②「親子で楽しむリズム遊び」 ③「簡単おやつ作り」 ④「こどもの成長にあった言葉かけ」 ⑤「子育て世代のマネー講座」 ⑥「ベビーダンス」 講師: ①内山奈津子氏(市民人材バンク登録講師) ②大澤愛氏 ③市健康増進センター 管理栄養士 ④市立第3保育所 保育士 ⑤岡本藤栄氏(埼玉県金融広報アドバイザー) ⑥大山かおる氏(市民人材バンク登録講師) 会 場:鶴瀬公民館 第三集会室ほか 参加者:延べ112名	鶴度	3					
男女共同参 画の視点に 立った生涯 学習の推進	男女共同参 画の視点に 立った生涯 学習の推進	12	12	12	12	12	12 視点に配慮した事業を 画します。また、保育 完備や開催時間・曜日 工夫など、誰もが参加 やすい事業の企画・運	視点に配慮した事業を企画します。また、保育の完備や開催時間・曜日の工夫など、誰もが参加しやすい事業の企画・運営	【子育て支援事業】 ・ちびっこあおむし 未就学児とその保護者を対象に、子育てに関する学習と交流を 毎月1回(年12回)開催。時間:10:30~12:00 参加者:延べ157組(320人)	南畑公民館	3
		行い、子育で中の方も参加し 「お母さんのステップアップ 日時:第3水曜日 10:00~1 参加者:母52人 子39人 「親子フレンドパーク」 日時:原則第1水曜日 10:3 参加者:母29人 子29人 2	お母さんのステップアップ講座や教育講演会において、保育の設置を行い、子育で中の方も参加しやすい形式での実施に取り組んだ。「お母さんのステップアップ講座」日時:第3水曜日 10:00~11:30参加者:母52人 子39人 7回のうち7回実施「親子フレンドパーク」日時:原則第1水曜日 10:30~12:00参加者:母29人 子29人 12回のうち11回実施(1回は参加者ゼロのため実施なし)	水谷公民館	3						
				乳幼児から高齢者までライフステージに応じた各種学級講座を開催した。 子どもや若い世代を対象とする事業は土日中心の開催に努めた。 【子育て支援事業】 子育てサロン 11回中11回開催 延べ95人参加 【家庭教育支援事業】 子育て応援の勉強会「子どもたちの心のケアを考える」 日時:2月5日(日) 10:00-12:00 講師:北風菜穂子氏(大東文化大学講師) 会場:水谷東公民館 参加者:33人	水谷東公民館	3					

基本的施策	No.	指標等	具体的な取り組み	令和4年度の取り組みとその成果	担当課	達成度		
男女共同を担合した国参には、	13	7	多文化共生を理解するための講座の開催や国際理解の授業など、国際的な視野を持てるための教育・学習機会の充実に努めます。	イベント名<やさしい日本語講座> テーマ:やさしい日本語講座~やさしい日本語は相手に応じた思いやり~ 日時:10月1日(土)13:30~14:00 講師:こども日本語学習クラブ 松尾恭子氏 会場:キラリ☆ふじみ マルチホール 定員:200名 参加者:140名 ※国際交流フォーラム内で実施。参加者の人数は国際交流フォーラム全体の参加者人数。 イベント名<セルビア共和国関連出前講座> ①テーマ:国際交流(セルビア共和国シャバツ市姉妹都市提携40周年記念)おはなし会 日時:令和4年10月27日(木)15:00~15:30 講師:会計年度任用職員ラドイチッチ・ミリツァ氏(セルビア共和国出身)会場:富士見市立図書館鶴瀬西分館集会室 参加者:つるせ台放課後児童クラブ小学1~2年生12人 ②テーマ:国際交流(セルビア共和国シャバツ市)について 日時:令和4年11月7日(月)10:55~13:30 講師:会計年度任用職員ラドイチッチ・ミリツァ氏(セルビア共和国出身)会場:富士見市立西中学校みとせ学級教室	文スツ課・一興	3		
交流と国際理解の推進						参加者:富士見市立西中学校みとせ学級の生徒5名 英語指導助手(AET)が8名を中心に行われたイングリッシュサマーキャンプ(3年生と5年生対象)の実施により、市内小・中学校で、児童生徒が生きた外国語に触れたり、異文化への理解を深めたりすることができた。	学校教育課	3
	14		富士見市国際友好協会や NPO団体、市民団体等と協力して国際交流フォーラム等を開催し、市内や 近隣に在住する外国籍市 民との交流を図ります。	イベント名<富士見市国際友好協会主催 国際交流事業 ミニスポーツ交流大会(バドミントン大会)>(国際友好協会主催、市事務局)日時:1月22日(日)13:00~16:30会場:みずほ台小学校体育館参加者:30名内容:外国籍市民の方々との交流を図るイベント。イベント名<国際交流フォーラム>(市、教育委員会、国際友好協会共催)日時:10月1日(土)13:30~14:00会場:キラリ☆ふじみ(メインホール以外)参加者:140名内容:地域の国際化が進む中で、多様な文化について互いに理解を深め、ともに暮らすことができる多文化共生の地域づくりを目指して実施しているイベント。	文化・ スポー ツ振興 課	3		
外国籍市民	15		籍児童生徒への日本語教育支援を行い、生活面・学習面等	日本語指導員を派遣し、児童生徒が生活面・学習面において不自由しないよう、日本語指導を行った。 支援を要する児童生徒:小学校23人、中学校4人 指導員:9人(ボランティア) 件数:659件	学校教育課	3		
外国籍市民が安心して暮らせるための支援体制の充実	16		るため 爰体制 実	地域のNPO団体と協力し、市ホームページへの多言語による生活ガイドの掲載や外国籍市民生活相談の充実に努めます。 事業名へ外国籍市民のための生活ガイト	市ホームページに「外国籍市民のための生活ガイド6カ国語版」をリンクし、外国籍市民に対し日常生活に関する情報提供を実施しており、例年通り内容更新実施。 外国籍市民のための相談窓口を開設している。	文スツ課人市談作の場合を表現である。	3	
情報の収集と提供	17			国・県からの情報誌や新聞、ホームページなどで情報を幅広く 収集しており、適宜、必要な情報は常設コーナーの設置や庁舎 内掲示版にてポスター等を掲示している。	人権・ 市民相 談課	3		

基本目標 II 男女の人権を尊重したまちづくり 主要課題 1 一人ひとりの人権が尊重された地域社会 施策の方向(1)ハラスメントを許さない意識づくり

基本的施策	No.	指標等	ノトを許さない意識づくり 具体的な取り組み	令和4年度の取り組みとその成果	担当課	達成度						
各種ハラス メント防止 のための意 識啓発	18		メントなどを防止するため、	市広報5月号の「男女共同参画ひろば いっぽいっぽ」において、「育休及びワークライフバランスにかかるハラスメント」の防止についての周知をした。	人権・ 市民相 談課	3						
	19		職場におけるハラスメント防止対策の強化が義務付けられたことから、市内事業主に対して「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」及び「改正労働施策総合推進法(パワハラ防止法)」などの法律についての周知、啓発を行います。	ホームページ等において、制度に関する情報提供等を行ったほか、国・県が作成したチラシやポスターの配布等を実施した。	産業経済課	3						
法や制度の	20		20	こ の 20	こ の 20	20			高齢者・障がい者への虐待について、各法律の周知や被害防止のための啓発を行います。	高齢者の虐待等権利擁護に関する相談先として、高齢者あんしん相談センターの周知を行った。また、二市一町主催の虐待防止ネットワーク研修会を対面形式で開催した。	高齢者福祉課	3
周知								富士見市相談支援部会、事業所連絡会、相談支援事業所連絡会において、主に虐待の通報義務について周知した。	障がい福祉課	3		
				埼玉県青少年健全育成条 例や富士見市いじめ防止 条例についての周知を行 います。	【いじめ防止条例】 いじめ防止対策推進協議会及びいじめサポーター向けに講演会を開催した。 また、昨年に続き、啓発を図るため、いじめに関する相談先等を案内する内容のポケットティッシュを作成し、学校やいじめ防止サポーター等に配布した。	子育て 支援課	3					
			い、み y o	青少年の健全育成を目的に活動している団体を支援することに よって、間接的に青少年の健全育成の周知を行った。	生涯学 習課	2						

基本的施策	No.	指標等	具体的な取り組み	令和4年度の取り組みとその成果	担当課	達成度		
相談体制の 充実				セクハラやパワハラ等の各種ハラスメントを対象とする相談窓 口を設置している。	職員課	3		
				人権・市民相談課の相談窓口において、相談内容に応じて市民相談や、県の労働相談等へつないだ。	人権・ 市民相 談課	3		
	22		家庭、学校、職場や地域等、あらゆる場における様々な嫌がらせやいじめの悩み事に対し、個々に応じた適切な相談窓口へ	ホームページ等において、様々な相談窓口に関する情報提供等 を行ったほか、国・県が作成したチラシやポスターの配布等を 実施した。	産業経済課	3		
			つなぎます。	いじめの認知を確実にするよう指導するとともに、各学校にいじめアンケート等を実施し、いじめの未然防止、早期発見、早期解決を進めるよう指導した。	学校教育課	3		
					電話や対面での相談に加え、公民館等を利用した出張教育相談、公認心理師による心理相談や特別支援教育相談、医療機関と連携した教育相談等の相談活動を行った。	教育相談室	3	
			高齢者・障がい者・児童		高齢者福祉課	3		
	23	23	を受け、個々の状況に応じた支援を行います。	23 を受け、個々の状況に応	を受け、個々の状況に応	虐待の通報に対して、マニュアルに則り、対応ができた。	障がい 福祉課	3
					子ども 未来応 援セン ター	2		
	24		専門カウンセラーによる 女性相談を定期的に実施 し、女性が抱える様々な 悩み事に対応します。	女性相談において心理カウンセラーによる精神面の相談、DV 相談ではNPO法人のスタッフによる生活面の相談や支援等を 行った。	人権・ 市民相 談課	3		

主要課題2 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重

施策の方向(1)男女が互いの性を理解、尊重するための意識啓発

基本的施策	No.	指標等	具体的な取り組み	令和4年度の取り組みとその成果	担当課	達成度			
生と性に関 する正しい 認識と理解 につい 教育・学習	25		男女平等及びリプロダクティブへルス/ライツ(性と生殖に関すると権利)の理念に基づき、児女の性との発達の発達の充実に取り組みをといる。また、の人権を大切にします。よう、「などの人権を大切にした。」、「特別な教科」のは、「特別な教科」の時間」、「特別などを通じて指導します。	市内全校において「いのちの授業」を実施し、命の大切さ、男女の協力について学ぶ学習に取り組んでいる。また「性教育」は体育(保健体育)等の授業で学ぶだけではなく、全教育活動において、男女のよさを認め、協力し、学び合う活動を通して、互いの人権を大切にする児童生徒の育成に努めている。	学校教育課	3			
の機会の充実	26		小・中学校において、関係機関	児童と保護者が一緒に取り組める「家族でやってみよう!ジェンダーチェック」を富士見市内全小学4年生に配布し、アンケートを回収した。アンケートでは、「家族でジェンダーについて考えるきっかけとなった」という感想が多く見られた。	人権・ 市民相 談課	3			
			多様な性への理解のための情報 提供を行います。	関係機関と連携し、関係資料を活用し、性とジェンダーや多様な性についての指導を行い、人権感覚育成に努めている。	学校教育課	3			
	27	27	27	27		児童生徒及び市民の健全な心 身の発達のため、薬物の害及 びエイズや性感染症について	市民団体がイベント等で薬物乱用防止キャンペーンを実施する予定 だったが、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み中止した。	生涯学 習課	0
								体育(保健体育)において児童生徒の発達段階に応じて指導するとと もに、各学校において薬物乱用防止教室を実施している。	学校教育課
	28		A R R R R R R R R R R R R R R R R R R	市域全体の大気環境を監視するため、年2回(夏季、冬季)つるせ台小学校・水谷小学校・東中学校におけるダイオキシン類濃度を調査した。野外焼却に関しては、広報やホームページで周知・啓発するとともに、パトロール等により、法令等により禁止されている行為が確認された場合には中止を要請した。	環境課	3			
	29		リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (性と生殖に関する健康と権利) の理念の浸透を図るための学習機会や情報の提供を行います。	市広報11月号の「男女共同参画ひろば いっぽいっぽ」にて、「AV出演被害防止・救済法」を取り上げ、性をめぐる個人の尊厳が守られる社会を目指す記事の提供を行った。	人権・ 市民相 談課	3			
	30		の性を理解し、健康な妊娠生活	男女の性の違いや、妊娠・出産による体や精神面の変化、妊娠生活で気を付けたいこと、2人で育児することの大切さ等について、ホームページでの動画掲載や、対面の講義にて周知した。	子ども 未来応 援セン ター	3			
	31			110番三角旗の配布、新規旗への交換は常時実施。8月に地域のパトロールの一環として環境パトロールを実施。	生涯学習課	3			
	32		情報についての正しい判断能力	いじめのない学校づくり子ども会議において、ネットによるいじめをなくすための取組について話し合い、相手のことを考えて情報を流すことや、対面で話すことの大切さについて考えることができた。	学校教育課	3			

基本目標 || 男女の人権を尊重したまちづくり

主要課題 2 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重

施策の方向(2)生涯にわたる健康づくりの支援

基本的施策	No.	指標等	具体的な取り組み	令和4年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
からだとこ ころに関す	33		年代や性差に応じた健康 に関する相談窓口の充実 に努めます。	年代や性差に応じた健康相談を実施した。 ・成人健康相談 269人 ・高齢者健康相談 415人	健康増 進セン ター	3
る相談等の充実	34	再掲	専門カウンセラーによる 女性相談を定期的に実施 し、女性が抱える様々な 悩み事に対応します。	女性相談において心理カウンセラーによる精神面の相談を受け、相談者の状況により相談を継続したり、他の相談(法律相談など)につなぐなどの支援を行った。	人権・ 市民相 談課	3
	35		妊産婦の健康づくりに対 する取り組みの充実に努 めます。	妊娠届出時の面接、妊娠中の電話、医療機関からの連絡等から 状況を把握し、必要に応じて支援を実施した。	子ども 未来応 援セン ター	3
妊娠・出 産・育児に 関する健康 支援	36				子ども 未来応 援セン ター	3
	37		的・経済的不安に対処で	妊娠届出時の面接、妊娠中の電話、医療機関からの連絡等から、精神的、経済的問題を把握し、センター内で月1回連携会議を実施。支援内容を検討、関係機関と連携し、継続して支援を実施した。	子 老 来 だ と た と フ ー	3
	38		一人ひとりがライフステージ に応じて主体的・継続的に健 康を維持できるよう、生活習 慣病等疾病の予防や介護予防 のための学習の機会を提供 し、各種健(検)診制度の充 実と受診率向上を目指した普 及啓発に取り組みます。	食や健康づくりに関する教育や各々の健康状態に合わせた教室を実施した。 ・集団健康教育 教室等参加者 81回1,176人 ・介護予防関係 教室・講座参加者 138回2,375人	健康増進センター	3
生涯を通じくの支援	39		男女の心身の健康・生き がいづくりの一環とし て、地域でのスポーツ行 事や講座等を開催しま す。	<オリパラレガシー心のバリアフリー講演会&スポーツ指導者養成講座> テーマ: 共生社会の実現に向けて〜パラスポーツをともに支える〜 日 時: 令和5年3月11日(土)19:00〜20:30 会 場: 鶴瀬公民館 いきいき活動室 講 師: 森田 俊光氏(埼玉ライオンズ監督) 参加者: 36名 「車いすハンドボール体験教室」 パラスポーツ体験(障がいへの理解) 日 時: ①令和4年5月21日(土)10:00〜12:00 ②令和4年9月30日(金)10:45〜14:40 ③令和5年2月15日(水) 9:00〜12:15 会 場: ①市民総合体育館 ②ふじみ野小学校体育館 ③市民総合体育館 講 師: 上原 大祐氏 参加者: ①市内在住の小学4〜6年生 30人 ②ふじみ野小学校4年生 90人 ③諏訪小学校4年生 109人	文スツ課・一興	3

施策の方向(1): 基本的施策	No.	指標等	具体的な取り組み	令和4年度の取り組みとその成果	担当課	達成度					
性の多様性							新 規	定観念等により、困難な	<男女共同参画職員研修> テーマ:多様な性について 講 師:渡辺 大輔氏(埼玉大学基盤教育研究センター准教授) 日 時:11月7日(月)13:30~15:00 会 場:富士見市立市民総合体育館 定 員:35名 参加者:34名 内 容:性の多様性について正しい認識と理解を深め、公共サービスにおける配慮や問題について学ぶ。 ※人権・市民相談課と共催	職員課	3
についての 意識啓発	40	周知市内	います。(市広報等での 周知、市民向けの講座、 市内事業所向けの周知	市広報8月号で、特集「性的マイノリティとパートナーシップ 宣誓制度」を掲載、また、11月には性の多様性に関する市民向 けの男女共同参画セミナー及び職員研修を実施した。	人権・ 市民相 談課	3					
				員研修、人権講演会、男 女共同参画職員研修等)	国・県が作成したチラシやポスターの配布等を実施した。	産業経済課	3				
				関係資料を活用し、性とジェンダーや多様な性についての指導を行い、一人ひとりが互いの人権を尊重する意識をもつことができるように努めている。	学校教 育課	3					
	41	規	性的マイノリティや子育て家 庭、高齢者、障がい者を含 め、すべての人が安心して使え	各施設管理担当課からの改修計画・要望を基に助言・技術協力 を行い整備を進めた。	営繕課	3					
	41		るよう、男女別トイレの他に 誰でも使える「多目的トイ レ」の整備に努めます。	みずほ台小:トイレ改修工事の中でオストメイト、おむつ交換台付の 多目的トイレを設置	教育政策課	3					
環境の整備	42	新 規	いて、性的マイノリティの心	市が作成するアンケート等について、特に理由がある場合を除き、性別記載欄を設けないよう通知をし、全庁に配慮を促している。	全課	3					
	43	新 規	同性カップルの抱える生きづらさを解消し、性の多様性について広く啓発していくため、「パートナーシップ宣誓制度」の導入に向けた取り組みを進めます。	令和4年4月1日より制度を開始。市広報8月号にて特集「性的マイノリティとパートナーシップ宣誓制度」を掲載し、周知啓発を行った。	人権・ 市民相 談課	3					

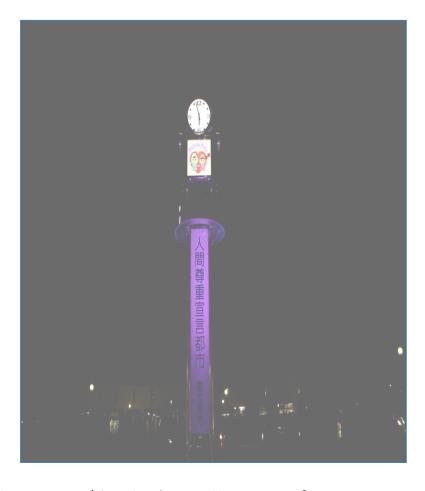
基本目標 II 男女の人権を尊重したまちづくり 主要課題 3 多様な性・多様な生き方を認める意識の醸成 施策の方向(2)多様な性に関する相談ができる体制づくり

基本的施策	No.	指標等	具体的な取り組み	令和4年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
	44	の家族の相談に 個々に応じた通 窓口につなげま た、研修の受請 り、対応する暗 談員の理解を済	性的マイノリティ及びその家族の相談について、 個々に応じた適切な相談	性的マイノリティの理解を深め、個々に応じた適切な相談窓口へつな ぐことができるよう、職員研修の内容を職員で共有できるように努め ている。	人権・ 市民相 談課	3
相談体制の充実			窓口につなげます。ま た、研修の受講等によ り、対応する職員及び相	関係課と連携し、校長会等で情報共有を図った。各学校には開かれた 学校を目指すとともに、関係機関と連携して取り組むよう働きかけて いる。	学校教育課	3
			談員の理解を深め、安心 して相談できる体制づく りに努めます。	性自認等の相談があった場合は、専任教育相談員による相談に加え、 公認心理師による心理教育相談の実施や医療機関の紹介を行った。	教育相 談室	3

基本目標Ⅲ 配偶者・パートナー等からの暴力のないまちづくり 主要課題1 暴力根絶のための意識啓発

施策の方向(1)配偶者・パートナー等からの暴力の防止に向けた意識啓発

基本的施策	No.	指標等	具体的な取り組み	令和4年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
配偶者・		指 標 	標の理者・パートナー等か	市広報、ホームページ、SNSにて無料相談の周知やDV防止の啓発記事を掲載するとともに、庁内に関連ポスター及びチラシを掲示し、問合せに応じて各種相談窓口を案内している。	人権・ 市民相 談課	3
パートナー 等からの暴 力防止のた めの意識啓 発と環境整	45			図書館において、女性に対する暴力をなくす運動週間にミニ展示として関連書籍の紹介を行った。また、二十歳式で、デートDV防止を呼び掛ける広報物の配布を行った。	生涯学 習課	3
備			ホームページ等を活用し、啓発を行います。	庁内関係課と連携しながら、必要に応じて警察及び関係機関と も情報共有し、児童生徒へのDV根絶に努めた。	学校教 育課	3
性犯罪等の防止	46		女性や高齢者の被害が多い ひったくりや痴漢等の犯罪防 止対策として、東入間警察署 と連携し、リーフレットの配 布・講習会の開催を通し啓発 に努めます。また市民協働に よる地域防犯パトロールへの 支援や、犯罪を未然に防ぐた めの取り組みを推進します。	し、犯罪抑止に貢献している。 「青色防犯パトロール講習会」を東入間警察署と連携して開催 し、警察の講演等を実施して、最新の防犯知識の取得を図って	協働推進課	3
	47		夜間における女性の性犯罪の被害を防止するため、防犯灯の設置と適切な維持管理に努め、安心・安全なまちづくりを推進します。	令和4年度における防犯灯の新規設置数 電柱共架:35基 単独柱 :4基	道路治水課	3



DV防止週間(都市宣言塔パープルライトアップ)

施策の方向(2)支援体制の充実

基本的施策	No.	指標等	具体的な取り組み	令和4年度の取り組みとその成果	担当課	達成度		
	48		「富士見市配偶者暴力相談支援センター」を中心に、DVに関する法律や相談窓口等、被害者の保護及び自立支援に関する情報提供を行います。	NPO法人によるDV相談窓口設置の他、市広報にて無料相談の周知を図るとともに、庁内に関連ポスター及びチラシを掲示し、問い合わせに応じて個々に応じた情報提供や支援を行っている。	人権・ 市民相 談課	3		
				選挙グループ:関係機関との連携を密接に取りつつ、選挙人名 簿の閲覧におけるDV被害者の保護に取り組んだ。	総務課	3		
				関係機関との連携を密接にとりつつ、適切な対応を実施。担当 課間における情報連携基盤の運用管理を行った。	ICT 推進課	3		
			D V 被害者の安全確保と 迅速な対応を徹底しま	被害者の個人情報は担当者だけではなく、市民課全体で共通認識を持ち管理・運用をしている。また、新規申出者については申出書受領後、「住基支援対象者リスト最新情報」にて関係部署へ迅速に情報提供を行い、決定後、関係部署にメールによる「情報提供リスト」にて改めて情報提供を行うことで、連携を密にし漏れがないよう適切な対応を実施。	市民課	3		
DV被害者への支援	49	49	.9	成されてい 力被害者支 議」等によ 携強化を図	す。また、関係各課で構成されている「配偶者暴力被害者支援庁内連絡会議」等により、庁内の連携強化を図ります。また、被害者の自立支援に	関係機関との連携を密接にとりつつ、適切な対応を実施。被害者の個人情報についても、担当者間の共通認識のもと運用管理をしている。平成25年度から、独自業務マニュアルに基づき職員に周知徹底を図っている。		3
			加え、児童虐待や高齢者 虐待に対する支援体制の 強化及び各課との連携を 図ります。	引き続き関係機関との連携を図りつつ、部内及び課内において 情報を共有し、支援対象者の個人情報の保護について厳格に対 応した。	税務課	3		
					関係機関と密接な情報連携を図りつつ、課内において、被害者の個人情報を特に厳重管理するとともに、あらゆる事務処理、 関係業務において常に情報管理を徹底し業務を遂行した。	収税課	3	
					配偶者暴力被害者支援庁内連絡会議の中で、DVに関する認識及び情報の共有を図った。	人権・ 市民相 談課	3	
				ドメスティック・バイオレンスの被害者への対応として、所管する「児童扶養手当」「児童手当」等について相談を受けるとともに、関係課や県、他自治体と連携し、必要な手続きなど迅速な対応を行った。	子育て 支援課	3		

基本的施策	No.	指標等	具体的な取り組み	令和4年度の取り組みとその成果	担当課	達成度										
			DV被害者の安全確保と迅速な対応を徹底しま	D V 被害者からの申請により、住民票がないまま保育所への入所を許可するなどの対応をしている。また、児童虐待に関しては、保護者・子どもと接する保育者が発見しやすく、ケースにより多く声かけをするとともに、関係機関とも連携し、注視してきた。	保育課	3										
		田す成力議携た加虐強		元里信付別心にわいて、DVに関する詠起が山てさた物口には、	子ども 未来応 援セン ター	3										
				生活保護受給者及び生活困窮者のDV被害者への支援については、関係機関との連携及び課内の情報共有を図りながら適切な対応に努めた。また、DV被害者の個人情報保護については、生活保護システムに要注意情報として登録し、情報の共有を図っている。	福祉政 策課	3										
				配偶者暴力被害者支援庁内連絡会議に参加し協議や情報交換を 行うとともに、住基支援に関する対応等DV防止に向けて関係部 署との連携を図った。	高齢者 福祉課	3										
	49			DVと思われるケースについて、担当課へつなぐ取り組みを行った。	障がい 福祉課	3										
DV被害者への支援										虐待に対する支援体制の強化及び各課との連携を図ります。				強化及び各課との連携を	関係機関と情報共有・連携を密にしながら、各種健(検)診、予防接種、相談等を実施した。	健康増 進セン ター
											被害者から相談や問い合わせがあった場合は、市営及び県営住宅の紹介や埼玉県住まい安心支援ネットワーク登録の「あんしん賃貸住まいサポート店」について紹介を行い、関係課との連携や課内の情報共有を行っている。令和4年度は支援実績なし。		3			
												関係機関との連携を密接にとりつつ、適切な対応を実施した。また、配偶者暴力被害者支援庁内連絡会議に参加しDVに対する認識及び情報の共有を図るとともに、委託業者にも個人情報の取扱いに細心の注意を払うように周知した。	水道課	3		
				関係機関と連携し情報共有を図り、学校と情報交換を行った。 各学校で実施する「ケース会議」に参加し、学校の対応につい て支援した。	学校教 育課	3										
	50		女性相談・DV相談等、 生活面及び精神面での相 談体制の充実を図り、被 害者の状況に応じた支援 を行います。		人権・ 市民相 談課	3										

基本目標Ⅳ あらゆる分野に男女が共同参画できる環境づくり

主要課題1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

施策の方向(1)審議会等への女性の参画拡大

基本的施策	No.	指標等	具体的な取り組み	令和4年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
女性の参画 を促進する 基盤づくり	51			市ホームページにおいて、政策・方針決定過程への女性の参画 の重要性についての記事掲載を行った。	人権・ 市民相 談課	3
市政への男女共同参画	52	指標		「市審議会等の設置運営に関する指針」に基づき、各審議会の 女性委員の割合40%を目指して取り組んでいる。達成状況は 32.9%(令和4年10月1日現在)。	全課	3
の推進	53		欲の向上と、より多くの女性 職員を管理職にするための環	平成25年度から、要件を満たした全ての職員が選考対象となる制度へ変更した。その結果、従来の試験制度と比べ選考の対象となる職員の裾野が広がり、女性管理職の割合は全体の18.7%となっている。	職員課	2
市内事業所における女性登用	54		男女労働者間に生じる格 差解消のため、ポジティ ブ・アクション(積極的 改善措置)に関する啓発	国・県から送付される啓発冊子等について、関係課と連携し、 公共施設への配置をするなどして周知をしている。	人権・ 市民相 談課	3
			及び情報提供に努めます。	国・県が作成したチラシやポスターの配布等を実施した。	産業経済課	3



男女共同参画セミナー (講師:神谷悠一氏)

「多様な性とのつきあい方を知ろう~もっと知りたい!LGBTQ~」

基本目標Ⅳ あらゆる分野に男女が共同参画できる環境づくり

主要課題1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

施策の方向(2)女性の参画促進に向けた人材の育成

基本的施策	No.	指標等	具体的な取り組み	令和4年度の取り組みとその成果	担当課	達成度		
人材育成のた めの学習機会 の提供	55		女性の活躍をテーマとしたセミ ナー・研修等の開催や、情報提 供を行います。	市広報5月号「男女共同参画ひろば いっぽいっぽ」にて「仕事も生活も充実させる育児休業(休暇)」をテーマとし、男性の育児参画及び女性活躍推進のための情報提供を行った。	人権・ 市民相 談課	3		
		指標			人権・ 市民相 談課	3		
				市民人材バンクに登録している女性に講師を依頼した。 <食べていい友> 日 時:5月24日(火)、11月15日(火) 午前10時~11時30分 定員:各10名 参加者:延べ17名 内 容:季節野菜の紹介と調理法など <ふじみ野じゅく7月定例会> 日時:7月15日(金)午前10時~11時30分 定員:10名 参加者:8名 内 容:カルトナージュの小物づくり <自分で作るお正月飾り> 日 時:12月21日(水)午前10時~11時30分 定員:8名 参加者:8名 内 容:お正月リースアレンジづくり 会 場:上記全てふじみ野交流センター	ふじみ 野 セ タ	3		
	56	で活躍されている女性に講師を依頼した。 花サークル) 未活用登録者については、推進員の会でモめた。また広報紙を発行し、市民人材パンに努めた。 「富士見市市民人材バンク」の有効活用等、市内で活躍する女性の経験を生かせる機会の提供を、活動の場などの情報提供を行います。 「同日 テーマ ママにオススメ!簡単耳ツボマ日時:6月17日午前10時30分~正午 会場:領講・内山奈津子 氏参加者:10名内容:ツボマッサージなどの学習2回目 テーマ:ベビーダンス日時:11月11日午前10時~11時30分会場:講師:大山かおる氏参加者:8名内容:赤ちゃんを抱っこしたまま音楽に合われてブラム 【子育で支援事業】・ちびっこあおむしの元参加者が、子育ての経験や運営に参加。開催は木曜日の午前10:30~12:00・わくわく子ども体験室講師として、地域の女性が事業に参加日程:5月7日内容:みつろうラップ作り参り日程:6月18日内容:空き缶リメイク&寄せば日程:7月26日内容:牛乳パックのからくり断		で活躍されている女性に講師を依頼した。(健康体操、コーラス、いけ	鶴瀬西 交流セ ンター	3		
				めた。また広報紙を発行し、市民人材バンクが広く知られるよう周知 	生涯学習課	3		
女性の活躍の場の提供			有効活用等、市内で活躍する女性の経験を生かせる機会の提供や、活動の場などの情報提供を	1回目 テーマ ママにオススメ!簡単耳ツボマッサージ 日 時:6月17日午前10時30分~正午 会場:鶴瀬公民館 講 師:内山奈津子 氏 参加者:10名 内 容:ツボマッサージなどの学習 2回目 テーマ:ベビーダンス 日 時:11月11日午前10時~11時30分 会場:鶴瀬公民館 講 師:大山かおる氏 参加者:8名 内 容:赤ちゃんを抱っこしたまま音楽に合わせてステップをふむセラピープ	鶴瀬公民館	3		
			・ちびっこあおむし ちびっこあおむしの元参加者が、子育ての経験を生かしてスタッフとして事業 運営に参加。開催は木曜日の午前10:30~12:00 スタッフ:9人 ・わくわく子ども体験室	南畑公民館	3			
					お母さんのステップアップ講座の7回全てを女性の講師に依頼し、その内の2回は富士見市市民人材バンクを活用し、依頼した。 子育でサロンや熟年学級など各種講座において指導者や利用者として女性が活躍している。			水谷公民館
						水谷東公民館	3	
情報収集の 場の提供	57		市内公共施設の空スペース等に男 女共同参画コーナーを設け、常時 情報の提供を行います。	人権・市民相談課及び鶴瀬西交流センター、ピアザ☆ふじみ、針ヶ谷 コミュニティセンター内の男女共同参画コーナーにて国・県のリーフ レット及びイベントのチラシ等を配架し、情報提供を行った。	人権・ 市民相 談課	3		

基本目標IV あらゆる分野に男女が共同参画できる環境づくり 主要課題2 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進 施策の方向(1)男女がともに働きやすい環境づくり

基本的施策	No.	指 標 等	具体的な取り組み	令和4年度の取り組みとその成果	担当課	達成度		
ワーク・ライフ・バラ			ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和) への理解を深めるととも に、男女が家事や子育 て・介護等を共に担う意	男性向け子育てリーフレット「富士見市でパパになる!」を母子手帳とともに配布し、育児休業制度やワーク・ライフ・バランスについての情報提供をした。また、市広報5月号「男女共同参画ひろば いっぽいっぽ」にて「仕事も生活も充実させる育児休業(休暇)」をテーマとした記事掲載を行った。	人権・ 市民相 談課	3		
ンスへの理 解促進及び 意識啓発	58		識を啓発し、特に男性及び事業主等への学習機会を充実させます。また、 男性向け子育てリーフ	男性向け子育でリーフレット『富士見市でパパになる!』を母子健康手帳交付時や妊娠中の転入者に対しても配布し、育児休業制度やワーク・ライフ・バランスについて周知した。	子ども 未来応 援セン ター	3		
			男性同け子育てリーフレットを母子手帳交付時に併せて配布します。	ホームページ等において、セミナーや相談会に関する情報提供 等を行ったほか、国・県が作成したチラシやポスターの配布等 を実施した。	産業経済課	3		
妊産婦の健 康管理の支 援	59		安心して出産・子育てができる よう、母子健康手帳の交付、妊 婦健康診査受診券の発行のほ か、母性健康管理指導事項連絡 カードの利用等を進めます。	母子健康手帳を837名に交付し、転入妊婦を含め936名に妊婦健康診査助成券を発行。また、仕事を持つ妊婦へは、面接や電話等の際に母性健康管理指導事項連絡カードの周知を行った。	子 ど も 接 セン タ	3		
	60		働く男女の育児・介護休 業取得率が向上するよ う、市民や事業主等に対 して育児・介護休業法に 関する啓発をし、制度活	男性向け子育てリーフレット「富士見市でパパになる!」を母子手帳とともに配布し、育児休業制度やワーク・ライフ・バランスについての情報提供をした。また、市広報5月号「男女共同参画ひろば いっぽいっぽ」にて「仕事も生活も充実させる育児休業(休暇)」をテーマとした記事掲載を行った。【再掲No.58】	人権・ 市民相 談課	3		
			用の促進に努めます。	ホームページ等において、制度に関する情報提供等を行ったほか、 国・県が作成したチラシやポスターの配布等を実施した。	産業経済課	3		
	61	働く男女の有給休暇取得 率が向上するよう市民や	男性向け子育てリーフレット「富士見市でパパになる!」を母子手帳とともに配布し、育児休業制度やワーク・ライフ・バランスについての情報提供をした。また、市広報5月号「男女共同参画ひろば いっぱいっぽ」にて「仕事も生活も充実させる育児休業(休暇)」をテーマとした記事掲載を行った。【再掲No.58】	市民相	3			
雇用の場に おける男女 共同参画の						めます。	ホームページ等において、制度に関する情報提供等を行ったほか、 国・県が作成したチラシやポスターの配布等を実施した。	産業経済課
促進	62		男女の均等な雇用の機会、待遇 の確保、女性労働者の能力の開 発や向上のため、改正男女雇用 機会均等法、家内労働法、パー トタイム労働法、女性活躍推進 法等の普及を図ります。	ホームページ等において、制度に関する情報提供等を行ったほか、国・県が作成したチラシやポスターの配布等を実施した。	産業経済課	3		
	63		湯茶の提供や、簡易作業を女性 だけに限定する等の男女の固定 的な性別役割分担意識の是正と 就労環境等の整備や改善につい て事業主等へ働きかけます。	ホームページ等において、男女の固定的な性別役割分担意識の是正と 就労環境等の整備や改善についての周知を行ったほか、国・県が作成 したチラシやポスターの配布等を実施した。	産業経済課	3		
	64		仕事と子育て・介護の両立や、 子育て支援に積極的に取り組む 企業を紹介します。	人権・市民相談課の男女共同参画コーナーにて、仕事と子育て・介護 の両立支援の県の冊子や、多様な働き方実践認定企業のレポート等を 配架し、情報提供を行った。	人権・ 市民相 談課	3		
			<u>ル</u> 木 ピ ハ H / I し み) o	ホームページにおいて、多様な働き方実践認定企業を掲載した。	産業経済課	3		

基本的施策	No.	指標等	具体的な取り組み	令和4年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
	65		女性の多様な働き方を支援する ため、県女性キャリアセン ター等を活用し、職業能力の 開発や向上への支援及びフルタ イム労働だけでなく在宅勤務や 起業等の情報を積極的に収 集・提供します。	T定	産業経済課	2
多様な働き方の支援	66		内職相談事業を充実させます。また、定期的に事業所の開拓を行い、提供する内容を充実させます。また、近隣市町村等と連携し、内職事業者情報等の収集及び情報提供を行います。	毎週水曜日と金曜日に内職相談室にて相談事業実施。また広報誌にて内職委託事業所を募集。	産業経済課	3
	67		条件などについて、家族の話合い を基本とする家族経営協定の締結	認定農業者を目指す農業者や、後継者がいる農業者へ制度について説明し、家族経営協定締結の促進を図った。 締結件数23件・相談3件	農業振興課	2
	68		の意識向上を目指し、新たな	<男女共同参画職員研修>テーマ:多様な性について 講 師:渡辺 大輔氏(埼玉大学基盤教育研究センター准教授) 日 時:11月7日(月)13:30~15:00 会 場:富士見市立市民総合体育館 定 員:35名 参加者:34名 内 容:性の多様性について正しい認識と理解を深め、公共サービスにおける配慮や問題について学ぶ。 ※人権・市民相談課と共催	職員課	3
	69			職員の健康保持やワーク・ライフ・バランスの観点から、リフレッシュデイの徹底や時間外勤務管理シートの活用による時間外勤務の縮減、また、年次有給休暇計画表の活用による計画的な休暇の取得などの取り組みを実施した。 職員1人当たりの年次有給休暇平均取得日数 (令和4年度):12日6時間 (令和3年度):11日6時間	職員課	3
事業者として の市の取り 組み	70	標	市内企業のモデルとして、「富士見市特定事業主行動計画」に基づき、意識啓発、環境整備を行い、介護休暇及び育児休業等取得率の向上に努めます。特に、男性職員の育児休業等の取得を促進するため、情報提供や管理職等の意識向上に努めるとともに、仕事の分担の見直し等を適宜行います。	制度の周知及び取得促進に努めた。 ・育児休業取得者 42人(延べ)うち男性9人 ・介護休暇取得者(短期) 5人 ・子どもの出生時における「父親」の ①妻が出産する場合の休暇取得率 59.1% ②育児参加休暇取得率 65.5% ③育児休業等の取得率 81.8%(平均取得日数は50日)	職員課	3
	71		育児休業中の職員が所属する部 署に対して、必要に応じて職員 の配置を検討します。	必要に応じて職員の異動や会計年度任用職員の予算措置などを行い、 必要な人員の確保に努めた。	職員課	3
	72		男女がともに自己のキャリア形成に関して早期の段階から意識を高く持てるよう、研修等の実施や、幅広く職務経験を積むことのできる人事配置を実施し、職員の資質向上に努めます。	入職3か年人材育成計画の中で、入職3年目の職員にキャリアデザインシートの作成を組み入れている。また、主査級以下の人事異動希望調書において、キャリアデザインの記入欄を設けている。	職員課	3
	73		性別にとらわれることのない職 員配置や業務分担に配慮しま す。	性別にかかわらず、職員の能力や適性に応じて配置・業務分担を行っている。	職員課	3
	74		ポジティブ・アクション(積極 的改善措置)の取り組みを推進 し、女性の登用を進めます。	管理職については、「No.53」のとおりであるが、主査級については、 平成25年度の昇任試験方法の見直しにより、原則として有資格者全員 を受験対象とした。その結果、主査級の女性職員の割合は57.9%(再 任用を除く)となっている。	職員課	3

基本目標IV あらゆる分野に男女が共同参画できる環境づくり 主要課題2 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進 施策の方向(2)仕事と子育て・介護の両立支援

基本的施策	No.	指標等	具体的な取り組み	令和4年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
保育(療育)	75		保育施設の整備などにより、保育所の待機児童解 消を目指します。	谷津幼稚園の認定こども園への移行及びベビーシャトー私立松 濤保育室の創設に係る費用に対し、補助金を交付した。(令和 5年4月利用開始) 市内5か所の保育所(園)で一時預かり事業を実施し、保育所 に入所できない児童への保育サービスを実施した。	保育課	2
既存の心身障害児施設に・県76ついて、整備と内容の充育式実に努めます。・降		ついて、整備と内容の充	・通園療育指導(通園児30人) ・県委託事業「埼玉県障害児等療育支援事業」を活用しつつ、地域療育支援を実施(延べ利用人数620人) ・障害児支援利用計画・モニタリング作成(通園児27人、保育所等訪問支援利用児2人、みずほ学園以外の障がい福祉サービス利用者46人)	みずほ 学園	3	
	77		放課後児童クラブの施設 整備などにより、待機児 童ゼロを継続します。	令和5年4月供用開始にむけ、南畑第2放課後児童クラブの施設整備を行った。定員超過のクラブについては、小学校の特別教室や体育館を借用するなど、関係機関と連携しながら児童の生活スペースを確保した。		3
	78	指標	センター事業の充実に努	云貝数1,303人(欧积云貝1,290人、旋供云貝147人、岡刀云貝 60人)	子ども 未来応 援セン ター	2
	79		児童の健全な遊び場・居 場所となるよう児童館事 業を推進します。	◆児童館事業について、新型コロナウイルス感染拡大防止の対策を行い、利用時間や利用人数を調整し、事業の実施を進めた。 ①関沢・諏訪・ふじみ野児童館のそれぞれの特色を生かした事業を実施した。 ②関沢児童館、ふじみ野児童館では、中高生の居場所づくりの取組みとして、夜間開館を再開した。 ③5月5日の「こどもの日開館」の実施。(平成30年度から児童館の自主事業として実施している。) ◆児童館のホームページやブログを活用し、開館情報を発信した。	保育課	3
子育て支援事業の充実	80		子育て支援センターの整備などにより、子育てに 関する情報提供や相談体	こばと保育園における子育で支援センター開設に向け準備を行い、令和4年9月に開設した。 情報発信については刊行物やホームページの更新を毎月行い、育児相談も随時受け付けてきた。子育で支援センター「ぴっぴ」の年間利用者数は延べ6,534名、相談件数(電話、対面、面接(予約))は年間66件あった。	未来応 援セン	3
	81		制の充実に努めます。 子どもの教育上の悩みをもつ保護者に対して電話や対面での相談を行います。長期間欠席児童生徒についても相談活動や適応指導教室「あすなろ」での受け入れ等をとおし、支援します。	子どもの予防接種に関する情報提供や相談等を実施した。 電話、対面による相談を、のべ1,545件(R5.3.31集計時)実施 した。また 適応指導教室「あすなろ」では 3.0名の児童生	ター 健康増進 センター 教育相 談室	3
	82		学習障害(LD) /注意欠損・多動性障害(ADHD) /高機能自閉症/知的障害等、市内小・中・特別支援学校に在籍する特別な配慮を要する児童生徒を支援するため、専門家を配置し、特別支援教育相談の充実に努めます。		教育相談室	3
	83		保護者の教育費に関する負担の軽 減を行うために、要保護・準要保 護の児童生徒への援助費や就学児 支度金新入学用品費の支給を行い ます。		学校教育課	3

基本的施策	No.	指標等	具体的な取り組み	令和4年度の取り組みとその成果	担当課	達成度					
子育て支援	84		め、諸手当、医療費等の助成	こども医療費の助成については中学校卒業までの入院・通院に係る医療費の自己負担分を引き続き助成した。また、現物化の対象を2市1町から、県内に拡大し、利便性の向上を図った。	子育て 支援課	3					
事業の充実	85		障がいのある児童を養育する 保護者の経済的負担を軽減す るため、諸手当や医療費等の 助成を行います。		障がい 福祉課	3					
			民間の子育て支援セン ターなど関係機関等と連	民間の子育て支援センターの運営に対する補助を実施し、子育て環境を推進した。	保育課	3					
地域の子育	86		携し、地域における子育 て支援の充実に努めま す。	市内支援センターとの会議を5回開催し、コロナ対応や情報共有など連携を図った。また、支援センターをPRし利用を促すためのイベント事業を協力して行った。		3					
て環境の整備	87		母子保健推進員による乳 児家庭の全戸訪問を推進 するため、推進員育成と 充実に努めます。	母丁休健推進貝/3石に安愧。刑十反に力で形と窓未別界を講し	子ども 未来応 援セン ター	3					
	地域と連携し、公共 等を利用した「地域・ も教室」や「子どもご 堂」などの子どもの		地域と連携し、公共施設 等を利用した「地域子ど も教室」や「子ども食	公共施設と調整を図り、子どもの居場所づくり再構築のための 支援を行うことができた。	子ども 未来応 援セン ター	3					
			堂」などの子どもの居場 所づくり事業を進めま す。	「地域子ども教室」について、コロナウイルス感染状況を鑑み全10教室中、8教室が開催。地域や学校、家庭と連携し、子ども達が安心安全に遊べる居場所づくりに努めた。	生涯学 習課	2					
	89		妊産婦や子ども、高齢者 等の交通弱者の安全、安 心に配慮した道路整備・	子どもから高齢者まで、あらゆる利用者に配慮して施設を維持管理した。町会や市民ボランティアにより、公園の花壇を管理いただいた。	都市計画課	3					
			住環境整備を計画的に進めます。	生活道路について、安全な歩行者空間確保のため、道路拡幅計画の実施(下南畑 約180m)	道路治水課	3					
	90		関係機関と連携し、公共 施設等における福祉環境 の整備に努めます。	各施設管理担当課からの改修計画・要望を基に助言・技術協力 を行い整備を進めた。	営繕課	3					
	91		介護保険サービスや高齢者福祉サービスを適切に利用し、 介護のために離職をしなくて も済むよう、相談・支援の充実に努めます。	 周知を行っ <i>た。</i>	高齢者福祉課	3					
介護家庭及び子育て家庭を支える								高齢者や障がい者、子育 て家庭など、ケアを必要	各保育所において、あそぼう会や園庭開放を実施した際に保護者からの相談を受けることがあった。また、子育て支援ニュースにて子育てヒントを掲載したり、電話相談(10:00~15:00)も行っていることを周知した。	保育課	3
福祉の充実	92	とする家庭に向け、福祉 等に関する相談体制を充 実させ、家族が安心して 働ける環境づくりに努め ます。		生活保護制度の相談体制については、昨年度と同様に、面接相談員2名、就労支援相談員2名という配置で実施した。生活困窮者自立支援制度のうち、自立相談支援事業については、相談員4名体制で就労や生活費等に関する相談に対応した。また、学習支援事業については、家庭での学習環境に課題を抱える生活保護世帯及び困窮世帯の小学生中学年から高校生を対象に、アウトリーチも駆使しながら学習や進学、進路等の相談に対応した。	福祉政策課	3					

基本的施策	No.	指標等	具体的な取り組み	令和4年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
	92		高齢者や障がい者、子育 て家庭など、ケアを必要 とする家庭に向け、福祉 等に関する相談体制を充	多様化・複雑化する相談にも対応できるよう、庁内の関係部署 や高齢者あんしん相談センターなどの関係機関と連携しなが ら、問題解決に向けて必要な支援を行った。	高齢者福祉課	3
介護家庭及 び子育て家 庭を支える 福祉の充実	介護家庭及 び子育て家 庭を支える		実させ、家族が安心して 働ける環境づくりに努め ます。	児童発達支援事業所連絡会や計画相談事業所連絡会を通じ、情報を共有し、適切なサービスにつながるよう支援を実施した。	障がい福祉課	3
	93		ひとり親家庭への就労支 援等の自立支援や、生活 に関する支援の充実に努 めます。	令和4年度は高等職業訓練促進給付金を活用し、修業支援を継続した。高等職業訓練促進給付金を6人に対し給付し、4人が修業期間を終了したため、修了支援給付金を給付した。自立支援教育訓練給付金を2人に対し給付した。	子育て 支援課	3



男女共同参画セミナー (講師:太田啓子氏) 「パパに考えてほしいこと~ジェンダー平等時代の子育て~」

施策の方向(1)男女共同参画の視点に立った地域活動の推進

基本的施策	No.	指標等	具体的な取り組み	令和4年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
				広報紙「ふじみ野エクスプレス」のほか、館内のサークル紹介コー ナーやギャラリーにおいてサークルや団体の活動紹介を行っている。	ふじみ野交 流センター	3
				交流センターだより(つるせ西だより)紙面で鶴瀬西地域の情報発信 を行った。	鶴瀬西 交流セ ンター	3
				男性が地域活動へ参画することが出来るよう、また、広く市民が地域とつながりを持ち心豊かに暮らしていけるよう、富士見市の生涯学習についてまとめた生涯学習ガイドを発行し情報提供に努めた。	生涯学習課	3
男性の地域	0.4		男性が地域の人とのつながりを大切にしながら暮	健康スマイル講座において、男性の関心が高いテーマの講座を企画、 実施した。	鶴瀬公 民館	3
活動の参画 促進	94		らしていけるよう、情報 提供を行い、地域活動へ の参画を促進します。	【高齢者支援事業】・なんばた学級 地域の60歳以上を対象として、運営委員会で年間の事業計画を 作成し、全体学級を10回開催した。 延べ参加者数:492人 (男性が3割、女性が7割)	南畑公民館	3
				館内に公民館利用サークルの紹介等を掲示し、男性が地域活動に参画するための情報を提供した。	水谷公 民館	3
				熟年学級における各種クラブ活動や落語、学習会など情報提供 を行った。	水谷東公民館	2
地域の人材の登録と活用	95				福祉政策課	3
				市掲示板や公共施設にて登録者・利用者募集のポスターを掲示するなど、市民人材バンクが広く知られるよう周知に努めた。(市民人材バンク個人登録者数:女性88件、男性78件、合計166件 利用件数は122件)	生涯学習課	3
NPO団体・ボ ランティア団 体等の交流の 場づくり	96		NPO団体・ボランティア 団体等の交流の場づくり など、多様な地域活動を 推進します。	・市内NPO交流会の企画 (市内NPO法人や市民活動団体を対象とした交流の場) ※新型コロナウイルス感染拡大を防ぐため中止。 ・市民活動保険(市民活動団体が行う公益的活動中の傷害等を補償)の継続 ・市民活動団体等へのAEDの貸出	協働推進課	3
環境問題への 男女共同参画 の推進	97		地域の環境に関する課題に対 し、男女共同による参画を推 進・支援します。	担の下、連携・協力しながら、地域の環境課題・環境問題の改善に向	環境課	3
防犯活動へ の男女共同 参画の推進	98		市民一人ひとりが、地域の安全を守るという共通認識を持ち、誰もが安心・安全な生活を送ることができるよう、地域で取り組む防犯活動への支援を行います。	女性を含めた自主防犯活動団体による地域パトロール活動や青色防犯パトロールカーを活用した市内パトロールを定期的、継続的に実施し、犯罪抑止に貢献している。	協働推進課	3
防災訓練や自主 防災組織への男 女共同参画の推 進	99		地域で組織している自主防災会 などにおける、男女共同による 共助活動を推進・支援します。	富士見市防災ガイドブック、避難所運営マニュアルにおいて女性の視点を盛り込んだ災害対応を行うよう定め、男女共同の災害対応を推進している。	危機管 理課	2

基本目標V 地域における男女共同参画のまちづくり

主要課題1 市民との協働による男女共同参画の推進

施策の方向(2)男女共同参画の視点に立った防災体制の充実

基本的施策	No.	指標等	具体的な取り組み	令和4年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
防災体制の	100		災害対策本部や避難所運 営組織に女性を配置し、 多様な視点が防災活動に 盛り込まれるよう、推進 体制の整備に努めます。	避難所の運営組織である地域対策本部に、複数の女性職員を配置した。	危機管理課	2
充実	101		男女や高齢者、障がい 者、性的マイノリティ 等、あらゆる市民に十分 配慮した避難所の運営及 び備蓄品等の充実に努め ます。	避難所運営マニュアルにおいて、男女や高齢者、障がい者、セクシュアル・マイノリティ等の方々に配慮した避難所運営を行うよう推進している。また、それらの方に対応した災害時用備蓄品の配備を行っている。	危機管 理課	2

(評価基準) (説明)

0 …… 2個(1.1%) 0…その他(感染症流行や自然災害等による中止等)

1 … 0個 (0.0%) 1…未実施

2…… 15個 (8.3%) 2…実施した(実施しているが課題がある)※参加人数が少ない等

3……164個(90.6%) 3…実施した(年度目標達成)※課の年度目標を達成している



令和4年度男女共同参画週間ポスター

(2) 評価指標進捗状況

関連		15 17	プラン策定時	現状値	目標値	le av em
No.	基本的施策の内容	指標	(令和元年度)	(令和4年度)	(令和7年度)	担当課
2	男女共同参画推進のため の意識啓発	講演会・セミナー等参 加者数累計	258名	63名	250名以上	
5	男女共同参画の視点に 立った表現の浸透	メディア・リテラシー に関する啓発	10	10	1回以上	
		市民意識調査における「男女共同参画の社会づくり」への取り組みに対する満足度	40.7%	実施なし	增加	
		市民意識調査における 「男女共同参画の社会 づくり」への取り組み に対する重要度	70.7%	実施なし	増加	人権·市 民相談課
7	男女共同参画の意識に 関する調査・研究	男女共同参画に関する 市民意識調査における 「男女の地位が平等と なっている」と感じて いる市民の割合	22.3%	22.8% (Webモニター アンケート) ※令和3年実施	30%	
		「富士見市男女共同参 画推進条例」を知って いる市民の割合	7.6%	実施なし	15.2%	
		「富士見市男女共同参画プラン」を知っている市民の割合	4.2%	実施なし	8.4%	
	配偶者・パートナー等か	配偶者・パートナー等		10		人権·市民相談課
45	らの暴力防止のための意	からの暴力防止に関す	10	10	1回以上	生涯学習課
	識啓発と環境整備	る啓発		10		学校教育課
		各種審議会等における 女性の委員の割合	31.8%	32.9% (R4.10.1現在)	40%	協働推進課
52 53	市政への男女共同参画の推進	女性の委員が含まれる 審議会の割合	95.6%	92.1% (R4.10.1現在)	100%	協働推進課
		市役所の管理職(副課 長級以上)の女性職員 の割合	19.5%	18.7%	25%	職員課
56	女性の活躍の場の提供	人材バンクにおける女 性の登録者の割合	51.7%	50.2%	50%維持	生涯学習課
70	事業者としての市の取り 組み	市役所の男性職員の育 児休業取得率	40%	81.8%	30%以上	職員課
75	保育施設の整備・充実	通常保育事業実施施設数(目標事業量)	32か所	33か所	33か所	保育課
78	子育て支援事業の充実 の数値は目標値を達成した	ファミリー・サポート・センターの提供会員・両方会員の合計数	226人	207人	238人	子ども未 来応援セ ンター

[※]網掛の数値は目標値を達成した項目

(3) 審議会等女性の参画推進、参画枠の拡大 令和4年10月1日現在

		現在の	うち女性	女性委員
	審議会等の名称	委員数	委員数	の割合
1	富士見市こども家庭福祉審議会	16	11	68.8%
2	富士見市教育振興基本計画審議会	10	6	60.0%
3	富士見市いじめのない学校づくり委員会	5	3	60.0%
4	富士見市学校給食センター運営委員会	21	12	57.1%
5	富士見市公の施設の指定管理者候補者審査委員会 (富士見市立児童館)	9	5	55.6%
6	富士見市公の施設の指定管理者候補者審査委員会 (富士見市市民福祉活動センター)	9	5	55.6%
7	富士見市文化芸術振興委員会	13	7	53.8%
8	富士見市就学支援委員会	13	7	53.8%
9	富士見市障害者施策推進協議会	17	9	52.9%
10	富士見市介護保険事業推進委員会	12	6	50.0%
11	富士見市社会教育委員会議	10	5	50.0%
12	富士見市立図書館協議会	10	5	50.0%
13	富士見市公民館運営審議会	16	8	50.0%
14	富士見市生涯学習推進市民懇談会	12	6	50.0%
15	富士見市いじめ問題対策連絡協議会	15	7	46.7%
16	富士見市健康づくり審議会	20	9	45.0%
17	富士見市老人ホーム入所判定委員会	9	4	44.4%
18	富士見市立男女共同参画社会確立協議会	12	5	41.7%
19	富士見市公務災害補償等認定委員会	5	2	40.0%
20	富士見市市民参加及び協働推進委員会	10	4	40.0%
21	富士見市いじめ調査委員会	5	2	40.0%
22	富士見市下水道事業審議会	10	4	40.0%
23	富士見市情報公開 • 個人情報保護審議会	8	3	37.5%
24	富士見市史跡水子貝塚保存整備委員会	8	3	37.5%
25	富士見市情報公開 • 個人情報保護審査会	3	1	33.3%
26	富士見市行政不服審査会	3	1	33.3%
27	富士見市庁舎整備検討審議会	12	4	33.3%
28	富士見市公の施設の指定管理者候補者審査委員会 (富士見市立老人福祉センター)	9	3	33.3%
29	富士見市公の施設の指定管理者候補者審査委員会 (富士見市立図書館鶴瀬西分館)	9	3	33.3%
30	富士見市民生委員推薦会	12	4	33.3%

	審議会等の名称	現在の 委員数	うち女性 委員数	女性委員 の割合
31	富士見市総合計画等審議会	14	4	28.6%
32	富士見市文化財審議会	7	2	28.6%
33	富士見市介護認定審査会	25	7	28.0%
34	富士見市空家等対策協議会	11	3	27.3%
35	富士見市学校給食調理業務等受託候補者審查委員会	8	2	25.0%
36	富士見市公の施設の指定管理者候補者審査委員会 (びん沼自然公園)	9	2	22.2%
37	富士見市都市計画事業鶴瀬駅東口土地区画整理審議会	9	2	22.2%
38	富士見市スポーツ推進審議会	10	2	20.0%
39	富士見市介護給付費用等の支給に関する審査会	5	1	20.0%
40	富士見市環境審議会	15	3	20.0%
41	富士見市国民健康保険運営協議会	18	3	16.7%
42	富士見市地域公共交通会議	20	3	15.0%
43	富士見市公の施設の指定管理者候補者審査委員会 (富士見市立自転車駐車場)	9	1	11.1%
44	富士見市防災会議	31	3	9.7%
45	富士見市都市計画審議会	14	1	7.1%
46	富士見市国民保護協議会	28	1	3.6%
47	富士見市入札監視委員会	3	0	0.0%
48	富士見市予防接種健康被害調查委員会	3	0	0.0%
49	富士見市農業振興地域整備促進協議会	19	0	0.0%
50	富士見市都市計画事業鶴瀬駅西口土地区画整理審議会	8	0	0.0%
	各委員数の合計と割合の平均	589	194	32.9%

3 令和4年度男女共同参画に関する事業

(1) 主な事業

●市民向け男女共同参画啓発講演会・セミナーの開催

事業	期日	会場	参加者数	備考				
男女共同参画 講演会		※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施なし						
男女共同参画セミナー	11月27日(日)	ふじみ野交流セ ンター	28名 (35名)	講師 神谷 悠一氏(LGBT法連合会事 務局長)「多様な性とのつきあい方を知 ろう〜もっと知りたい!LGBTQ〜」				
男女共同参画セミナー	3月4日(土)	ピアザ☆ふじみ	35名 (35名)	講師 太田 啓子氏(弁護士) 「パパに考えてほしいこと〜ジェンダー 平等時代の子育て〜」				

※市民ボランティアによる「富士見市男女共同参画推進会議」とともに企画・運営

●市職員向け男女共同参画啓発研修の開催

(人権市民相談課・職員課 共催)

事業	期日	場所	参加者数	備考
男女共同参画職員研修	11月7日(月)	市民総合体育館多目的室	35名	講師 渡辺 大輔 氏(埼玉大学基盤教育研究センター准教授) 「性の多様性を尊重した環境づくり」

●啓発冊子の配布

冊子名称	対象者・配布時期	配布部数
「やってみよう!ジェンダーチェック」	小学 4 年生 (夏休み前に学校を通じて配布)	1,028部
「富士見市でパパになる」	これから子を持つ父親 (母子手帳交付時に配布)	904部

●婦人会活動費補助金交付

	J	体	名	交付金額
水谷婦人会				55,200円

●広報富士見、男女共同参画啓発ページ「男女共同参画ひろば いっぽいっぽ」の掲載

発行月	テーマ
5月号	仕事も生活も充実させる育児休業(休暇)
8月号	かけがえのないありのままの自分~性的マイノリティとパートナーシップ宣誓制度~
11月号	AV出演被害防止·救済法
2月号	性別による「無意識の思い込み」(アンコンシャス・バイアス)

●男女共同参画推進条例の制定(平成20年度)

条	例	名	施行日
富士見市男女共同参画推進	条例		平成20年7月1日

●富士見市男女共同参画に関する市民意識調査の実施

対 象 者	調査期間	回収数•回収率
市内在住の満18歳以上の男女2,000人	令和元年7月18日(木) ~8月2日(金)	904件 45.2%

(2) 推進体制

●男女共同参画社会確立協議会

男女共同参画社会確立のための富士見市行動計画の策定及び見直しと、それに基づく事業の実施に 関する事項の調査、検討するため、平成 20 年度に設置。富士見市男女共同参画社会確立協議会条例 の制定(平成 25 年度)

条 例 名	施行日
富士見市男女共同参画社会確立協議会条例	平成25年7月25日

【組織】公募の市民、団体の代表者、校長、行政機関の職員を構成員とし最大12名の委員構成。 他に専門機関の職員1名に出席を依頼。

	開催日	内 容
第1回	令和4年8月2日	今年度のスケジュールについて 令和3年度進捗状況調査について
第2回	令和4年10月17日	男女共同参画推進事業の概要について 男女共同参画基礎講座
第3回	令和5年2月8日	令和3年度年次報告について

●配偶者暴力被害者支援庁内連絡会議

配偶者暴力被害者に対する支援を円滑に進めるため、平成 17 年度に設置

	開催日	内 容
第1回	令和4年5月16日	支援の報告、情報漏洩防止、情報共有について
第2回	令和5年1月24日	被害者支援・支援措置について

●男女共同参画推進会議

男女共同参画推進会議とは、男女共同参画社会の実現を目指し、市と協働して活動するために組織された市民ボランティアです。男女共同参画講演会やセミナーの企画、当日の運営をしています。

令和4年度の活動

	開催日	内容
第1回	令和4年5月27日	令和4年度の事業について
第2回	令和4年7月20日	セミナーについて
第3回	令和4年9月6日	セミナーについて
第4回	令和4年10月24日	セミナーについて
第5回	令和4年12月7日	セミナーについて、来年度の事業について 勉強会
第6回	令和5年1月31日	セミナーについて、来年度の事業について 勉強会
第7回	令和5年3月22日	セミナーについて、来年度の講演会について 来年度のスケジュールについて

(3) 運動期間の活動

●男女共同参画週間

期間	取り組み
令和4年6月21日~30日	・中央図書館に関連図書の展示・貸出
令和4年6月23日~30日	・市庁舎内にてパネル展示

●女性に対する暴力をなくす運動

期間	取り組み
令和4年11月12日 ~ 25日	・市役所前都市宣言塔をパープル色にライトアップ ・中央図書館に関連図書の展示・貸出



1 男女共同参画関連条例

富士見市男女共同参画推進条例

平成20年6月13日 条例第17号 改正 平成25年6月27日条例第22号

個人の尊重と法の下の平等がうたわれた日本国憲法の下、我が国の男女共同参画社会の実現に向けた取組は、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准や 男女共同参画社会基本法の制定など、国際社会の取組と連動しながら進められている。

富士見市においても、人間尊重宣言都市として、人権を尊重した市政運営に努め、市 民との協働により着実に男女共同参画の推進に取り組んできた。

しかし、性別による固定的な役割分担意識と、それに基づく社会の制度や慣行は根強く残っており、社会の様々な分野で男女間の格差を生じさせるなど、依然として大きな課題を抱えている。また、急速な社会経済情勢の変化への対応が求められており、より一層、男女が平等に参画できる社会づくりの推進が必要とされている。

ここに、男女共同参画社会の実現に関して積極的に取り組むことにより、思いやりと活力に満ちた地域社会を形成し、魅力ある富士見市を築いていくため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に向けての基本理念を定めるとともに、 これに基づく市の施策を総合的かつ計画的に推進することにより、男女の個性及び尊厳が守られる男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会 のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治 的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う ことをいう。
 - (2) 市民 市内に在住する者及び市内に在勤又は在学する者をいう。
 - (3) 事業者 市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
 - (4) セクシュアル・ハラスメント 意に反した性的な言動により相手を不快にさせ、 生活環境を害し、又は不利益を与えることをいう。
 - (5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人その他親密な関係にある者(過去に配偶者、恋人その他親密な関係にあった者を含む。)が相手方に対して振るう身体的、精神的、性的又は経済的な暴力をいう。

(基本理念)

- 第3条 男女共同参画の推進に当たっては、次に定める事項を基本理念とする。
 - (1) 男女の個人としての人権が尊重され、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保され、かつ、公正に評価されること。
 - (2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行を解消し、男女が社会における活動の選択を自由に行えること。
 - (3) 女性の社会参画を推進するために、女性自らの意識及び能力を高め、主体的に行動できる機会が確保されること。
 - (4) 家族を構成する男女が、相互の協力及び社会の支援の下に、家事、育児、介護 その他の家庭生活における活動及び地域活動その他の社会生活における活動に共 同して参画し、責任を分かち合えること。
 - (5) 男女が互いの性を理解し合い、生涯にわたり健康な生活を営む権利が確保されるとともに、妊娠、出産その他の性及び生殖に関する事項については、女性の身体的機能に配慮し、女性の自己決定が尊重されること。
 - (6) セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスその他の性別 に起因する暴力を根絶すること。
 - (7) 国際社会における男女共同参画の取組を十分理解し、男女共同参画の推進に関する施策への反映に努めること。

(市の責務)

- 第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、市における男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 市は、男女共同参画の推進に当たっては、市民、事業者、教育に携わる者、国、県及び他の地方公共団体と連携して取り組むこととする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる 分野に、自ら積極的に参画するとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する 施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、基本理念に基づき、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同 して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むとともに、市が実施する男 女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。
- 2 事業者は、セクシュアル・ハラスメント等の人権侵害が生じないよう職場環境の整備に努めなければならない。

(教育に携わる者の責務)

第7条 学校教育その他のあらゆる教育に携わる者は、基本理念に基づき、男女平等及 び人権尊重に関する教育を推進するよう努めなければならない。 (性別による人権侵害の禁止)

- 第8条 何人も、あらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する人権侵害にあたる行為を行ってはならない。 (公衆に表示する情報に関する留意)
- 第9条 何人も、広報、広告その他の公衆に表示する情報において、性別による固定的 な役割分担、男女間の暴力的行為、性の商品化等を助長し、若しくはこれを連想させ る表現又は過度の性的な表現を用いないよう努めなければならない。
- 2 何人も、提供される情報が男女共同参画の推進を妨げるおそれがあるか否かを適切 に判断することができるように努めなければならない。

(行動計画)

- 第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会確立のための富士見市行動計画(以下「行動計画」という。)を策定する。
- 2 行動計画は、男女共同参画の推進に関する長期的な目標及び施策の大綱その他必要な事項について定める。
- 3 市長は、行動計画を策定するに当たっては、市民等の意見を反映することができる よう必要な措置をとる。
- 4 市長は、行動計画を策定したときは、速やかにこれを公表する。
- 5 前2項の規定は、行動計画の見直しについて準用する。 (推進施策)
- 第11条 市は、男女共同参画を推進するため、次の取組を行う。
 - (1) 市民、事業者等の男女共同参画の推進に関する理解を深めるため、広報活動、 学習機会の提供等に努める。
 - (2) 男女共同参画の推進に関する活動を行う市民、事業者等との連携を図り、協働するために必要な情報の提供その他の支援を行うよう努める。
 - (3) あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、関係機関との連携を図り、積極的格差の是正が図られるよう努める。
 - (4) 男女が共に家庭生活と社会生活における活動を両立することができるように、 子育て、家族の介護等のための環境整備を進めるとともに、子育て期の女性の就労 に対する支援を行うよう努める。
 - (5) 性別による人権侵害の行為により被害を受けた者等からの相談を受け、被害者 救済のための必要な支援を行うよう努める。
 - (6) 男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を妨げる要因について、調査研究を行う。
 - (7) 男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施するために必要な推進体制の整備を行う。

(年次報告)

12条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等について、年次報告書の作成及び公表を行う。

(富士見市男女共同参画社会確立協議会)

- 第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、 富士見市男女共同参画社会確立協議会を置く。
- 2 前項に定めるもののほか、富士見市男女共同参画社会確立協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(平25条例22・追加)

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(平25条例22·旧第13条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている「男女共同参画社会確立のための富士見市 行動計画」は、新たに行動計画を策定するまでの間は、第10条第1項の規定により 策定された行動計画とみなす。

附 則(平成25年6月27日条例第22号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

○富士見市男女共同参画社会確立協議会条例

平成25年6月27日 条例第22号

改正 令和2年12月22日条例第42号

(趣旨)

第1条 この条例は、富士見市男女共同参画推進条例(平成20年条例第17号)第1 3条第2項の規定に基づき、富士見市男女共同参画社会確立協議会(以下「協議会」 という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の求めに応じ、男女共同参画社会確立のための富士見市行動計画に関する事項その他男女共同参画の推進に関する重要事項について調査及び検討を行い、市長に意見を述べる。

(組織)

- 第3条 協議会は、委員12人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
- (1) 市民
- (2) 男女共同参画に関係する団体が推薦する者
- (3) 人権擁護委員
- (4) 市内の小学校又は中学校の校長
- (5) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その 職務を代理する。

(会議)

- 第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 協議会は、調査及び検討のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、協働推進部において処理する。

(令2条例42•一部改正)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(富士見市男女共同参画推進条例の一部改正)

2 富士見市男女共同参画推進条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附則(令和2年12月22日条例第42号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和4年度 男女共同参画ひろば

りまりま



令和4年度中、「広報富士見」に掲載した男女共同参画啓発ページ「男女共同参画ひろば いっぽいっぽ」をまとめました。

内容/男女共同参画キーワード

- 5月号・仕事も生活も充実させる育児休業(休暇)
- 8月号 ・【特集】かけがえのない「ありのままの自分」性的マイノリティとパートナーシップ宣誓制度
- ▶ 11月号 AV 出演被害防止 救済法
- 2月号・無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)って なに?



男女共同参画ひろば いつぼいつぼ

市では「富士見市男女共同参画推進条例」を制定し、性別にかかわらず、 個人の能力が尊重される社会をめざして"いっぽいっぽ"取組みを進めています。



間 人権・市民相談課 ☎◎271

男女共同参画キーワード

【仕事も生活も充実させる育児休業(休暇)】

男女ともに育児や家族のケアが必要な時に休暇が取りやすい職場は、皆さん のワーク (仕事) とライフ (生活) の両方を大切に考えてくれています。気兼ねな く休暇を利用できる職場を整えることで、仕事もプライベートも充実させるこ とができます。

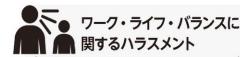


育児休業は性別に関係なく取得 できます

- 原則、子どもが1歳になるまで、希望する期間を取得するこ とができます。
- 配偶者が専業主婦(夫)や育休中でも取得できます。
- 育児休業は法律で定められた制度のため、会社に育児休業に 関する制度がなくても取得できます。
- 育児休業期間は、育児休業給付金が支給されます。給付金は、 休業開始時から6か月間は賃金の67%、以降は賃金の50% です。社会保険料なども免除されるため、給付金の額は給料 の実質約8割程度となります。

4月から改正育児・介護休業法が 段階的に施行されます

- 取得対象の男性に制度を説明し、個別に取得の確認をするこ とが企業に義務付けられました。また、有期雇用労働者の取 得要件が緩和されました。
- •10月から、子の出生後8週間以内に4週間まで育休取得がで きるようになります(産後パパ育休)。
- ※現行制度の育休とは別に取得できます。
- 令和5年4月から、従業員数が1,000人を超える企業は育休取 得率などの状況を年1回公表することが義務付けられます。



以下のような発言をしたり、聞いたこ とはありませんか。

育休を取りたい?男性が取るなんてあ りえないよ。

育休を取るなんて迷惑なことで、私なら 取らない。あなたも取るべきではない。

育休を取るなら契約を更新しない。

上記のほか、育児休業の申請者に対し て昇格を取り消す、配置換えをして雑用 だけ押し付けるなど、休暇を理由とする 不当な扱いは、ハラスメントにあたり、 育児・介護休業法で禁止されています。

ハラスメントを受けたときは、会社の 相談窓口や県労働局雇用環境・均等室へ ご相談ください。

埼玉県労働局雇用環境・均等室

☎048-600-6210

受付:午前8時30分~午後5時15分

(土・日・祝を除く)



関連WEBサイト

育児・介護休業法 について (厚生労働省)



埼玉版「働き方改革 ポータルサイト」 (埼玉県)



妊娠・出産をサポートす る「女性にやさしい職場 づくりナビ (厚生労働省)



両立支援のひろば (厚生労働省)



15 広報富士見 2022.5

ノリティとパートナーシップ宣誓制度

在的マイ

圓 人権・市民相談課 ☎271

身近な性的マイノリティ

皆さんは、自分の性別や性のあり 方について考えたことがありますか。 多くの方は自身の性別や身体的特徴 に違和感を感じたことがなく、恋愛 の対象は異性であるという場合が多 いかもしれません。まわりの方に対 しても、多くの方は相手の性別を自 然に判別してきたのではないでしょ 500

しかし、中には、戸籍上の性別に 違和感がある方、その性別であれば 当然と思われがちな恋愛対象に違和 感がある方、自身の性的な身体的特 徴に違和感がある方もいます。そう した「性のあり方」が少数派(マイ ノリティ) である方を「性的マイノ リティ」と言います。近年よく聞か れるようになった [LGBTQ] と いう言葉も性的マイノリティの総称 6-16 pto.

令和

2年

宮に

埼玉県が

行った

「衛 玉県多族性を尊重する共生社会づく りに関する調査」では、回答者のう ちぽ%の方が性的マイノリティに分 類されています。これは、学校の1 クラスの人に1人ほどの割合です。

「」のBTO」の言葉や 意味は浸透しても

近年、LGBTQに関する報道や 象徴的なレインボーフラッグなどに より浸透してきた性的マイノリティ。 **令和元年度に市が行った「男女共同** 参画に関する市民意識調査」では、 回答者の7割以上が「性的マイノリ ティという言葉と意味を知ってい る」と回答しました。その一方、回 答者の約5割の方が「身近な人が性 的マイノリティだった場合、これま でと変わりなく接することができる かわからない」と回答しました。

言葉の認知度が上がり、性的マイ ノリティを身近な存在として気づい ているものの、多様な性のあり方を 一人ひとりが当たり前のこととして 受け止められるまでにはなっていな いようです。

性的マイノリティの理解者 [ベーコン (アライ)]

性的マイノリティの方が信頼で きる理解者を「アライ」と呼びま す。アライとは、同盟や味方を意味 する英語「ALLY (アライ)」か ら引用された言葉です。性的マイノ



の生きづらさを解消 するには、言葉を知ることだ

けでなく、理解してアライになる こと、そしてアライを増やすこと が必要です。互いが理解し、尊重 することで、誰もが「ありのまま の自分」でいられるように、一人 ひとりが多様な性への理解を深め、 自分にできることを考えましょう

私は戸籍上女性で性自認も女性 ですが、性的指向が女性であるた め、カテゴリー的には今はレズビ アンです。「今は」と強調したのは、 過去には男性とお付き合いしてい たこともあるし、性自認が男性寄 りだったこともあるからです。よ く「性別はグラデーション」と表 現されることがありますが、私の ように性的指向が移り変わったり、 性自認が男女のいずれかに寄って いることも珍しくはないようです。 幸い、私はこれまで自分の個性

をそのまま受け止めてくれる人に 恵まれてきましたが、皆さんに共 通して言えるのは、1人の「女性」 ではなく1人の「人間」として尊重 し、接してくれたということです。 性的マイノリティに接するときは、 あまり考えすぎずに「この人はこ うなんだ」とありのままに捉え、 個性として尊重していただきたい 10 to

116

1

性的マイノリティへの理解が進 んでほしいと思っていますが、言 葉は分かっても生きづらさまで完 全に理解するのはとても難しいこ



とです。性的アイノリティ当事者 である私も、例えばゲイの方の生 きづらさを想像できているかと言 われると、自信はありません。性 のあり方と同様に、生きづらさも **%態であることを理解してもらい** たらです

さまざまな自治体で始まってい るパートナーシップ宣誓制度には、 結婚のような法的効力がなく、も う一歩進んだ制度を望む当事者も いると思いますが、行政がパート ナーとの関係を尊重し、生きやす い社会のきっかけづくりをしてく れることはとてもありがたく思っ M3#6tos

性のあり方の主な構成

[SOGI]は[GBTQに限らず、 要素 [SOGI]

[LGBTQ]

も性のあり方を指す言葉で、性的マイノリティの総称の1つとして使われています

性自認 (右記参照) が女性

Lesbian

で女性を好きになる人

般的な[男性][女性]以外にもさまざまな性のあり方があります。

多様な「性のあり方」

べての人に当てはまります Sexual Orientation

恋愛感情や性的な関心がどの 生別に向いているか トランスジェンダー Transgender 生まれた時に割り当てられた性別 と性自認が一致しない人

自分の性別をどう認識してい Gender Identity 性自認 Questioning Questioning 自身の性のあり方を決められない、 分からない、決めたくないなどの人

規範的ではないとされる性のあり方

を包括的に表す言葉

 ${\mathcal O}$

Gay 性自認が男性で男性を好

5

きになる人

 \mathbf{B}

Bisexual 女性も男性も好きになる

58

誓制度が始まっています主見市パートナーシップ

自分らしく生き生き と暮らせるまちへ

市民一人ひとりが互いの人権 を尊重し、多様性を認め合いな がら自分らしく生き生きと暮ら 年4月1日からパートナ プ宣誓制度を開始しました。

宣誓制度は法的な効力はあり ませんが、性的マイ 方のパートナーシップを尊重し 自分らしく生き生きと暮らせる ことを市が応援するものです

二人が、富士見市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する表題の現立に属うま、パートナーシップの宣誓をされてことを

パートナーシップ宣誓証明カード

0000 # 16-19- 0000

市が発行するパートナーシップ 宣誓証明カード

D3

富士見布長

令和〇年〇月〇日発行

光のの形 *

> 啓発とともに、当事者の方々が生活していくうえでの心 これからも市と連携し、性自認・性的指向にかかわら

のよりどころになればとの願いが込められています。

欠富士見市男女共同参画プランの主要課題の1つである 多様な性・多様な生き方を認める意識の醸成」を推進 するため、富士見市パートナーシップ宣誓制度の策定に 向けて議論を重ねました。一人ひとりの人権が尊重され、

胜もが個性と能力を発揮できるまちを念頭に検討を進め た宣誓制度には、市民の方々のLGBTQに対する意識の

男女共同参画の推進に関する重要 事項について調査・検討、意見の答 申などを行う当協議会では、第4

「宣誓制度が心のよりどころになれば」 富士見市男女共同参画社会確立協議会 会長 **猪俣 由美子** さん ず、誰もが自分らしく生きられるまちとして歩みを進め

て行きたいと思います。

性的マイノリティの方は日常生活の中で次のようなさまざま

な困難があります

パートナーを家族と認められず、アパートやマ

ンションなどの賃貸借契約を断られた

音声ガイダンスの後 [4] で性別や同性

四0120-279-338 (無料)

FAX0120-773-776

愛などの相談窓口につながります。

受付 24時間365日

性的マイノリティの方の困りごと事例

在的マイノリアィに

関する相談窓口 ■ よりそいホットライン

■ 富士見市パートナーシップ宣誓制度 概要

市は、宣誓した事実を証明する宣誓証明書と宣誓証明カードを交付します。

住民票の写しまたは住民票記載事項証明書 ▽ [個人番号] [本籍] [世帯主との続柄] の記載を省略したもの

▽転出証明書、賃貸借契約書の写しなど • 転入予定の住所が確認できる書類(転入 予定の方のみ)

トマイナンバーカード、運転免許証、パ 婚姻していないことが確認できる書類 ▽戸籍抄本、独身証明書など 本人確認書類

スポートなど

本制度には、婚姻や相続、税の控除な ど、法的な効力はありません。

国の法 律に基づいた制度である戸籍や住民票 宣誓証明書や宣誓証明カードの提示を 受けた方は、宣誓した方の同意なく本 ・本制度は市独自の制度であり、 には記載かたません。

人の性のあり方や本制度を利用したこ とを口外しないでくだない。

宣誓した方は市営住宅申込みの 対象になりました

詳しくは17ページをご覧ください。 間建築指導課 ☎049-252-7127

互いを人生のパートナーとし、日常の生活において協力し合うことを約束 った2人が、パートナーシップ関係であることを市に宣誓する制度です。

■宣誓できる方

- 双方または一方が性的マイノリティであ り、パートナーシップ関係にあること
 - ・成年に達していること
- 配偶者やすでにパートナーシップ関係に 市内在住または転入予定であること

ある方がいないこと

学校や職場でカミングアウトしたら、仲間外れ やいじめ、ハラスメントにあった

パートナーが入院したが、家族と認められず、 面会や病状説明が受けられなかった

・互いに近親者(※)でないこと

三親等内の傍系血族(兄弟姉妹、伯父伯 ※直系血族(祖父母、父母、子、孫など) 母、叔父叔母、蝴娌)

宣誓の流れ

希望日の7日前までに人権・市民相談課 に電話、FAX、メール、直接予約をして<

(2) 宣誓

来庁してください。宣誓書などを市職員立 予約日に必要書類を持参し、必ず2人で

宣誓証明書と宣誓証明カードを郵送または

真証明書を提出してください。転入の確認後 転入後、住民票の写しまたは住民票記載事

(1)宣誓日時の予約

ち合いのもとで記入します。

宣誓の要件の確認後、パートナーツップ

(双方または一方が市に転入予定の場合)

(3)宣誓証明書・宣誓証明カードの交付

窓口で交付します(おおむね1週間後)。

※)転入の確認

宣誓証明書・宣誓証明カードを交付します。

性的マイノリティであることを当事者の同意を得ずに他者に話 すこと。場合によっては当事者を深く傷つけ、命の危険にもつ ながる行為です。アウティングは着対にしないでくだない。

自分が性的マイノリティであることを他者に打ち明けること。打

(Coming Out (カミングアウト)]

■性の多様性を認め合うためのキーワード

受付月~土曜午前10時~午後8時30分

(祝日、年末年始、第3木曜を除く)

ち明けられた方は信頼の証と捉え、肯定的に受け止めましょう。

[Outing (アウティング)]

20120-86-3192 【保護者用】 4048-556-0874

■よい子の電話教育相談

|子ども用| な#7300

[Ally (アライ)]

[E×-ル相談] soudan@spec.ed.jp

[FAX相談] 0120-81-3192 受すいずれも24時間365日

受力 午前9時~午後5時

.GBTQ を理解し、支援する人または支援したいと思う人。ア ライが多い環境は当事者にとって自然に自分らしくいられる環

理解促進のためにできること

受力 月~金曜午前9時~午後5時(祝日、

■ 埼玉県こころの電話

☎048-723-1447 年末年始を除く)

• 「ホモ」「オカマ」「レズ」「オネエ」などの言葉を使用せず **かかわなない**

・性別に中立な言葉を用いる

セクシュアル・マイノリティ電話

法律相談(東京弁護士会)

#03-3581-5515

例) 彼氏・彼女・パートナー・恋人

・性的指向や性自認に対してつわさ話をしない

受付 第2・4木曜午後5時~7時 (祝日の

場合は翌金曜)

・誤解や差別に遭遇したときは、見て見め振りをせず声をあげる 性別にとらわれた「男らしさ」「女らしさ」を押し付けない

広報富士見 2022.8

59

■ 埼玉県男女共同参画推進センター

(With You さいたま)

2048-600-3800

男女共同参画ひろば いつぼいつぼ

市では「富士見市男女共同参画推進条例」を制定し、性別にかかわらず、 個人の能力が尊重される社会をめざして"いっぽいっぽ"取組みを進めています。 自分らしく輝ける社会へ



間 人権・市民相談課 ☎ ◎271

男女共同参画キーワード

【AV出演被害防止・救済法 】



性をめぐる個人の尊厳が守られる社会にするため、アダルトビデオ (AV) 出演に係る被害の防止と出演者の 救済のための法律が6月に施行されました。この法律では、AV出演契約の際は、契約書などの交付や契約内容 の説明が義務付けられ、契約後1か月間の撮影と撮影終了後4か月間の公表を禁止しています。また、契約後も、 作品の公表から一定の期間は無条件で契約の解除と販売・配信の停止などの請求ができるとしています。

「アイドルになりたい」という心情を利用して

平成30年に内閣府が行った15~39歳の女性を対象としたインターネット調査によると、モデル・アイドルなどの勧誘を受けたことのある方や応募したことのある方の13.4%が、撮影の現場で事前に聞いていない・同意していない性的な行為などの写真や動画の撮影を要求された経験があると回答しています。このような意思に反した撮影被害は、年齢・性別を問わず起こる可能性があります。もし怪しいと感じたり、被害に遭った場合は、1人で悩まず相談してください。

男女共同参画関連情報

11月12~25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間

女性に対する暴力根絶のシンボルである パープルリボンにちなみ、期間中は全国の タワーやランドマークなどが紫色にライト アップされます。市では、市役所前交差点 にある都市宣言塔をライトアップします。



性的な動画の撮影に関する相談性別・年齢問わず受け付けています

- ■性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター
 - ☎#8891 (はやくワンストップ)
- ■性暴力SNS相談「Čure time」 受付:午後5時~9時
- ■性犯罪被害電話相談 ☎#8103(ハートさん)



Cure time

恋人・パートナーからの 暴力に関する相談

- ■DV相談ナビ ☎#8008 (はれれば)
- ■DV相談⁷ ☎0120-279-889(つなぐはやく)
- ■人権・市民相談課 ☎億271 DV相談、女性相談(P31無料相談参照)
- ■配偶者暴力相談支援センター ☎049-293-7260 午前8時30分~午後5時15分 (土・日・祝を除く)



DV相談+

男女共同参画セミナー

多様な性とのつきあい方を知ろう!もっと知りたいLGBTQ

職場や学校、地域において性的マイノリティが何に困っているのか、そして多様な性を尊重する社会をつくるにはどうすればよいかをお話しいただきます(手話通訳あり)。

とき 11月27日(日)午後2時~3時30分(午後1時30分開場)

場所ふじみ野交流センター

定員 35人(無料)

申込 11月1日似から平日午前8時30分~午後5時15分に直接または電話で ※市ホームページからも応募可

※お子さんの同伴可。保育あり(1歳~未就学児、5人、要予約)

※Web会議システム「Źoom」による参加可(申込:11月1日似)~24日(水)

共催富士見市男女共同参画推進会議、市

問・申込先 人権・市民相談課 ☎∞271



講師/神谷 悠一 氏 LGBT法連合会事務局長 一橋大学大学院社会学 研究科客員准教授



いっぽいっぽ

市では「富士見市男女共同参画推進条例」を制定し、性別にかかわらず、 個人の能力が尊重される社会をめざして"いっぽいっぽ"取組みを進めています。



間 人権・市民相談課 ☎四271

男女共同参画キーワード

【性別による「無意識の思い込み」】 (アンコンシャス・バイアス)

アンコンシャス・バイアスとは、自分では気付いていないも のの見方や捉え方のゆがみ、偏りのこと。経験や知識、情報などか ら身に付けられ、誰もが持っており、それ自体に善悪はありま せん。しかし、相手の性別によって判断しているものも多くあり、 無意識の思い込みに気付かずにいると、価値観や行動を押しつ けてしまい、意図せず周りの人を傷つけてしまう場合があります。



アンコンシャス・バイアスは、過去の経験や 情報、知識などから生まれる。

気遣いの中にも潜む「思い込み」

例) 上司が部下に遠方への出張を命じようとした際、「子育て中の 女性にはかわいそうだな」と気遣い、小さな子どものいる部下の 女性Aさんの意向は問わず、部下の男性Bさんに出張を命じた。

この例の中には「家庭では女性が子育ての中心」「仕事では男 性が女性よりも頑張る」という思い込みが潜んでいます。

もしかしたら、女性Aさんの家族の子育ては夫が中心で、女性 Aさん自身も「たくさん経験を積んで早く出世したい」と考えて いるかもしれません。また、男性Bさんは「女性Aさんに任せる のはかわいそうだから仕方ない。でも、また自分の家族に負担を かけてしまうから本当は嫌だ」と思っているかもしれません。

気遣いは大切ですが、その気遣いの中に思い込みがあり、それ が相手にとって本意ではない場合もあります。思い込みに気付き、 互いの状況を素直に伝え、協力し合える環境を作ることが、性別 にかかわらず誰もが活躍できる男女共同参画社会へつながってい きます。

■ こんな思い込みはありませんか

「男性は仕事をして家計を支えるものだ」 「デート代は男性が負担するべきだ」 「女性だから料理が上手だろう」<

「お茶くみは女性の仕事」

→世間の常識と思われることにも思い込みは 多く潜んでいます。ほかの人はどう思うかを 考える習慣をつけましょう。

■ アンコンシャス・バイアスを解決 するためのステップ



男女共同参画セミナー

「パパに考えてほしいこと ~ジェンダー平等時代の子育て~」

気付かないうちに男らしさや女らしさを子どもに押しつけていませんか。生き方や性のことなど、子どもたち に伝えたい大切なメッセージを、仕事と子育てに奮闘する太田啓子さんと一緒に考えます(手話通訳あり)。

とき 3月4日(土)午後2時~3時30分(午後1時30分開場)

場所ピアザ☆ふじみ

定員 35人(無料、申込順) ※男女問わず参加できます。

共催 富士見市男女共同参画推進会議、市

申込 2月1日 別から平日午前8時30分~午後5時15分に直接または電話で

※市ホームページからも応募可

※お子さんの同伴可。保育あり(1歳~未就学児、5人、要予約)

※Web会議システム「Zoom」による参加も可(申込:2月1日(水)~3月2日(水))

問・申込先 人権・市民相談課 ☎四271





講師/太田 啓子 氏 『これからの男の子たち へ』著者、弁護士